

平成28年第1回東大和市議会定例会会議録第1号

平成28年2月24日（水曜日）

出席議員（21名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
8番	関田貢君	9番	中村庄一郎君
10番	根岸聡彦君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	関野杜成君	15番	和地仁美君
16番	佐竹康彦君	17番	荒幡伸一君
18番	中間建二君	19番	東口正美君
20番	木戸岡秀彦君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主事	須藤孝桜君		

出席説明員（33名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	北田和雄君
市民部長	広沢光政君	子ども生活部長	榎本豊君
福祉部長	吉沢寿子君	福祉部参事	尾崎淑人君
環境部長	田口茂夫君	都市建設部長	内藤峰雄君
学校教育部長	阿部晴彦君	社会教育部長	小俣学君
行政管理課長	五十嵐孝雄君	秘書広報課長	鈴木尚君
財政課長	川口荘一君	総務管財課長	中野哲也君

文書課長 下村和郎君
情報管理課長 菊地浩君
総務部副参事 廣瀬裕君
保険年金課長 嶋田淳君
市民生活課長 田村美砂君
都市計画課長 神山尚君
下水道課長 佐伯芳幸君
給食課長 梶川義夫君

総務部副参事 伊野宮崇君
職員課長 原島真二君
市民課長 山田茂人君
保育課長 宮鍋和志君
福祉推進課長 尾又斉夫君
建築課長 中橋健君
区画整理課長 當摩弘君

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 市長施政方針表明
- 第 4 諸報告
 - (1) 市長報告
 - (2) 議長報告
- 第 5 第 1 号議案 平成28年度東大和市一般会計予算
- 第 6 第 2 号議案 平成28年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算
- 第 7 第 3 号議案 平成28年度東大和市下水道事業特別会計予算
- 第 8 第 4 号議案 平成28年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算
- 第 9 第 5 号議案 平成28年度東大和市介護保険事業特別会計予算
- 第10 第 6 号議案 平成28年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算
- 第11 第 1 号同意 東大和市副市長の選任について
- 第12 第 2 号同意 東大和市教育委員会教育長の任命について
- 第13 第 3 号同意 東大和市教育委員会委員の任命について
- 第14 第 1 号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第15 第 7 号議案 東大和市行政不服審査会条例
- 第16 第 8 号議案 東大和市消費生活センター条例
- 第17 第 9 号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例
- 第18 第10号議案 東大和市職員定数条例の一部を改正する条例
- 第19 第11号議案 東大和市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第20 第12号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 第21 第13号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 第22 第14号議案 東大和市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第23 第15号議案 東大和市高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例
- 第24 第16号議案 東大和市敬老金支給条例の一部を改正する条例

- 第25 第17号議案 東大和市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第26 第18号議案 東大和市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第27 第19号議案 東大和市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第28 第20号議案 東大和市下水道条例の一部を改正する条例
- 第29 第27号議案 市道路線の一部廃止について
- 第30 第28号議案 市道路線の認定について
- 第31 第29号議案 市道路線の一部廃止について
- 第32 第30号議案 市道路線の廃止について
- 第33 第31号議案 昭和病院企業団規約の変更について
- 第34 第32号議案 昭和病院企業団脱退に伴う財産処分について
- 第35 第33号議案 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 第36 第34号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第37 第35号議案 東大和市役所本庁舎及び現業棟耐震補強等工事請負変更契約について
- 第38 第21号議案 平成27年度東大和市一般会計補正予算（第6号）
- 第39 第22号議案 平成27年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第40 第23号議案 平成27年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第41 第24号議案 平成27年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
- 第42 第25号議案 平成27年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第43 第26号議案 平成27年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第44 委第1号議案 東大和市議会委員会条例の一部を改正する条例
- 第45 陳情の付託

本日の会議に付した事件

議事日程第1から第45まで

午前 9時31分 開会・開議

○議長（関田正民君） ただいまから、平成28年第1回東大和市議会定例会を開会いたします。

○議長（関田正民君） 直ちに、本日の会議を開きます。

○議長（関田正民君） ここで、本定例会における会期等議会運営に関する件について、議会運営委員会委員長、中村庄一郎議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 中村庄一郎君 登壇〕

○9番（中村庄一郎君） 皆さん、おはようございます。

去る2月18日、議会運営委員会が開催されましたので御報告申し上げます。

まず定例会の会期であります、本日2月24日より3月16日までの22日間といたします。

会議録署名議員は、5番 二宮由子議員、17番 荒幡伸一議員の2名であります。

本日は、会議録署名議員の指名、会期の決定、市長施政方針表明、市長、議長の諸報告の後、第1号議案から第6号議案までの6議案を一括上程した後、議長発議により予算特別委員会を設置し、これを付託いたします。第1号から第3号同意、第1号諮問、第7号議案から第20号議案、第27号議案から第35号議案、第21号議案から第26号議案、委第1号議案を順次審議した後、会期中の審査分の陳情の付託を行います。第27号議案と第28号議案及び第31号議案と第32号議案は一括議題として審議をいたします。第7号議案につきましては総務委員会に、第8号議案につきましては厚生文教委員会に審査をそれぞれ付託し、また第20号議案及び第27号議案から第30号議案につきましては建設環境委員会に審議を付託をいたします。

本日中に予定されている議案審議が全て終了しない場合は、あす2月25日も引き続き議案等を審議することとし、本日中に予定されている議案等審議が全て終了した場合は、あす2月25日は休会といたします。

2月26日は施政方針に対する代表質問となります。

2月27日及び28日は休会となります。

2月29日から3月4日の5日間は一般質問となります。

3月5日から15日までの11日間は休会とし、その間に常任委員会等を開催いたします。

常任委員会等の日程につきまして申し上げます。

3月7日午前9時30分から総務委員会を、3月8日午前9時30分から厚生文教委員会を、3月9日午前9時30分から建設環境委員会を、3月10日、11日及び14日の午前9時30分から予算特別委員会を開催いたします。

3月16日、最終日は、追加議案審議、常任委員会及び予算特別委員会の審査報告の後、議事運営を休憩し、休憩中に土地開発公社評議員会を開催いたします。再開後、第1号報告に続いて、議員提出議案審議、請願及び陳情の付託を行い、継続審査を議決した後、閉会となります。

次に、主な会議の日程について申し上げます。

2月25日、本会議終了後、広報委員会を開催いたします。ただし、25日が休会となった場合は午前9時30分から広報委員会を開催いたします。

2月26日午前9時30分から、また3月11日午後1時から議会運営委員会を開催いたします。

代表質問通告の受け付け締め切りは、2月25日正午までとなっております。

議員提出議案の受け付け締め切りは、3月8日正午となります。

閉会中審査分の請願及び陳情の受け付け締め切りは、3月11日正午であります。

今定例会で一般質問通告者は18名であります。

2月18日正午までに受理し、付託する陳情は5件であります。

また、2月18日の議会運営委員会において、議会運営委員会申し合わせ事項等の内容を2点改正いたしました。

改正点といたしましては、1つ目は、一般質問終了日につきましては、午後4時30分を経過しても新たに指名できることとし、議会運営委員会を開催することなく、議長発議により一般質問が終了するまで時間延長できることといたしました。

2つ目は、休憩時間をおおむね1時間ごとにとることといたしました。

今定例会より改正しましたので、この議会運営委員会申し合わせ事項等に基づき議事運営を行ってまいります。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長におかれましてはよろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

以上でございます。

〔議会運営委員会委員長 中村庄一郎君 降壇〕

○議長（関田正民君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（関田正民君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長より指名いたします。

5番 二宮由子 議員

17番 荒幡伸一 議員

を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（関田正民君） 日程第2 会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日2月24日から3月16日までの22日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

日程第3 市長施政方針表明

○議長（関田正民君） 日程第3 市長施政方針表明を行います。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 平成28年第1回市議会定例会の開催に当たりまして、市政に対する所信を申し述べ、市議会並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

内閣府が発表しました平成28年1月の月例経済報告では、日本経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善により景気は緩やかな回復基調が続いている中、個人消費については、総じて底がたい動きとなっており、消費者物価は緩やかに上昇していると分析されております。

一方で、中国を初めとするアジア新興国等の景気が下振れし、我が国の景気への影響が懸念されております。

国の新年度予算案につきましては、経済再生と財政健全化の両立を目指し、一億総活躍社会の実現や持続可能な社会保障制度の確立などを推進することとされております。

その内容は、子育て支援や介護サービス等の充実、地方創生の本格展開などに取り組むものとなっており、これらの国の施策が地方行政や市民生活に対し好影響となることを期待しているところであります。

長期的には、日本全体では人口減少社会が到来することが予想されており、東大和市においても同様に人口減少が見込まれております。

活力ある日本の持続や人口減少の抑制は日本全体の大きな課題でありますことから、国と地方公共団体が連携して施策を展開していく必要があると考えております。

市財政におきましては、少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加や公共施設等の老朽化対策等により、今後も厳しい財政運営は続いていくものと考えております。

このような状況を踏まえ、平成28年度の市政運営につきましては、第二次基本構想の目指す「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」の将来都市像の実現のため、第四次基本計画に体系づけられた施策を着実に実施していくとともに、その中で限られた財源を重要施策に配分し、人口減少社会に対応するため、将来にわたって住み続けたいと思っただけの魅力あるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

それでは、初めに、私が考えております平成28年度の重要施策について5点申し上げます。

第1に、子育て支援施策の充実についてであります。

平成27年3月に策定しました子ども・子育て支援事業計画に基づき、「日本一子育てしやすいまちづくり」を目指して、引き続き子ども・子育て支援施策を推進してまいります。

まず、保育園の待機児童対策につきましては、大和富士幼稚園の認定こども園への移行や東大和早樹保育園の小規模保育への移行により定員の拡大を図ってまいります。

また、保育士不足の解消につきましては、引き続き人材派遣に要する費用の一部を補助する事業を実施するとともに、保育士の処遇改善等を目的とした東京都の保育士キャリアアップ事業を活用し、対象施設を拡大し実施してまいります。

さらに、国及び東京都の補助制度を活用し、保育事業者に対して保育士の宿舎を借り上げるための費用を補助する事業を実施し、保育士の確保しやすい環境を整備してまいります。

子育て世帯への就労支援につきましては、地域の実情に応じた保育サービスへの対応を目的とした東京都の保育サービス推進事業を活用し、アレルギー児対応や障害児保育を実施するとともに、休日保育を玉川上水保育園において実施してまいります。

保育に関する相談体制の構築につきましては、保育課窓口保育コンシェルジュを配置し、保育所への入所相談、ハローワークとの連携等きめ細やかな対応を行ってまいります。

学童保育の充実につきましては、児童の安全確保の向上を図り、女性の社会進出の一助とするために、平成28年4月から学童保育の利用時間を1時間延長する延長学童保育を実施してまいります。

子育て環境の充実につきましては、市が適切に子育て家庭にかかわり、妊娠から出産、子育てまで切れ目の

ない相談支援を引き続き実施してまいります。また、出産後の子育て家庭に対する子育て用品として、育児パッケージをシルバー人材センターの高齢者が訪問、手渡しにより配付し、その後のきめ細やかな支援につなげてまいります。

子育て支援の情報につきましては、平成28年3月から子育てに関するアプリケーションの配信を開始し、子育て家庭がスマートフォンなどから日常的に予防接種や検診等の子育て情報を取得できるようにしてまいります。

第2に、教育施策の充実についてであります。

平成27年7月に策定しました東大和市の教育に関する大綱と教育委員会の基本方針及び学校教育振興基本計画に基づき、市と教育委員会が一体となって児童・生徒の学力や体力の向上、豊かな心の育成を図るための教育施策を推進してまいります。

学力の向上につきましては、引き続き小学校全校に学習支援員を、小中学校全校にティームティーチャーを配置し、担任と協力して授業を行ってまいります。また、学校へ外部人材を派遣する学カステップアップ推進地域指定事業や大学・企業と連携して授業を実施する理数授業特別プログラム事業を実施してまいります。

児童・生徒の健全育成につきましては、いじめ、不登校などの生活指導上の課題に対応するために、引き続きスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを配置して教育相談体制の充実を図ってまいります。

特別支援教育の充実につきましては、特別支援教育推進計画に基づいた体制整備に努めるとともに、平成28年度から小学校全校に特別支援教室を設置し、個々の課題に対応した特別な指導が受けられるよう適切な運営を行ってまいります。また、巡回相談員を増員し、就学前期間と小学校のつながりを重視した支援体制の強化を図ってまいります。

就学機会の確保につきましては、生活保護基準の見直しに伴う影響を緩和し、経済的に就学が困難な世帯への支援を充実するため、就学援助の認定率を引き上げてまいります。

学校施設の整備につきましては、引き続き校舎の外壁改修工事を行うとともに、非構造部材の耐震化に向けて調査を行ってまいります。また、新たに中学校特別教室の冷房化に向けて設計を行うほか、小中学校全校のトイレの尿石除去清掃や試行的に小学校トイレの洋式化を行ってまいります。

第3に、健康施策の充実についてであります。

平成27年3月に策定しました健康増進計画に基づき、健康寿命の延伸等を目指した施策を推進してまいります。

初期救急医療提供体制の整備につきましては、東大和市歯科医師会との連携を図り、祝日等歯科応急診療事業を継続してまいります。また、地域住民の生命と安全を守るため、市内の二次救急指定病院に補助金を交付し、救急医療提供体制の充実・安定等を図ってまいります。さらに、東大和病院及び東大和市医師会の御協力による平日準夜帯における小児初期救急診療を引き続き実施していただきます。

健康都市宣言につきましては、健康増進計画の内容を踏まえながら、健康づくりに向けたさまざまな取り組みを継続的に推進する中で、市民、地域、関係諸団体等を含めた機運の醸成を図ってまいります。

地域包括ケアシステムの構築につきましては、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援体制の整備、介護予防の推進を図り、関係機関と連携し、地域のさまざまな社会資源を活用した総合的な体制の構築を進めてまいります。

第4に、環境施策の充実についてであります。

公園の整備につきましては、公園施設の長寿命化を図るため、危険度が高まっている遊具等を中心に更新をしております。また、特色ある公園の整備につきましては、平成28年3月に策定する整備基本方針に基づき、地域の皆様から御意見をいただきながら、地域の憩いの場として、親しみが湧く公園として、整備に向けて準備を進めてまいります。

廃棄物の減量につきましては、ペットボトル等の飲料容器の回収について、民間活用による自動回収機の導入における適正処理の可能性とその効果について調査を行ってまいります。

第5に、公共施設等の整備についてであります。

市役所本庁舎及び現業棟につきましては、発生の切迫性が指摘されている首都直下地震などに備え、防災拠点としての機能を強化するため、引き続き耐震補強等工事を実施してまいります。

(仮称)総合福祉センターにつきましては、平成28年10月の開設に向け、引き続き事業実施者と調整を図り、施設整備及び施設運営の準備を進めてまいります。

新学校給食センターの建設につきましては、平成29年4月の開設に向け、引き続き建設工事を行ってまいります。また、給食調理・配膳委託業者の選定等、施設運営の準備を行ってまいります。

次に、平成28年度に取り組む主な施策について、第四次基本計画の施策の体系に沿って申し上げます。

初めに、「豊かな人間性と文化をはぐくむまちづくり」について申し上げます。

最初に、学校教育の充実について申し上げます。

重要施策で御説明いたしました施策を実施いたしますほか、市長会の助成金を活用し、体力向上推進事業と英語を取得するための宿泊体験事業に取り組んでまいります。

また、既存学校施設の整備につきましては、水飲栓直結給水化改修工事や屋上防水改修工事を実施してまいります。

次に、生涯学習の充実について申し上げます。

平成27年度から着手しております生涯学習推進のための計画につきましては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を視野に入れ、生涯学習・生涯スポーツ推進計画として策定してまいります。

公民館事業につきましては、各種講座や市民大学のほか、平成27年度に引き続き市長会の助成金を活用し、東大和市の魅力を再発見し発信していく「ここがふるさと・東大和の魅力発見・発信し隊事業」を実施してまいります。

図書館事業につきましては、平成27年4月から立川市との図書館相互利用を開始し、多くの市民の皆様から好評をいただいているところであります。引き続きより多くの皆様に御利用いただけるよう、施設の有効活用も含め、利便性の向上を図ってまいります。

郷土博物館事業につきましては、引き続き学校教育との連携を深めるとともに、最新鋭のプラネタリウム投影機を最大限に生かした事業を実施してまいります。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

青少年がトラブルに巻き込まれ、被害者にも加害者にもなるような事件が後を絶たないことから、家庭、学校、地域及び関係機関等との連携や協力を図りながら、青少年が健やかに育つ環境づくりに努めてまいります。

また、放課後子ども教室につきましては、国が策定しました放課後子ども総合プランに基づき、学童保育事業との連携を図り、子供の居場所づくりの充実を図ってまいります。

次に、市民文化の振興について申し上げます。

市民会館の管理運営につきましては、引き続き指定管理者と連携を図り、市民の芸術文化活動の振興が図られるよう努めてまいります。また、平成28年は吉岡堅二画伯の生誕110年を迎えることから、画伯の作品を用いた記念切手を発行いたします。さらに、御自宅であります（仮称）東大和郷土美術園につきましては、敷地、建物を国の登録有形文化財として指定を受けるための手続を進めてまいります。

文化財の保存といたしましては、引き続き「里正日誌」の読みくだし及び編集を行い、郷土資料として刊行してまいります。

貴重な戦災建造物であります旧日立航空機株式会社変電所につきましては、ふるさと納税制度等を活用し、それらにより基金への積み立てを計画的に実施し、財源の確保を図り、平和のシンボルとして保存してまいります。

次に、スポーツ・レクリエーションの推進について申し上げます。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を見据え、東京都の補助金を活用し、スポーツ施設の整備やスポーツ普及事業の充実に努めてまいります。

続きまして、「健康であたたかい心のかよひあうまちづくり」について申し上げます。

初めに、保健・医療の充実について申し上げます。

重要施策で御説明いたしました施策を実施いたしますほか、平成26年度から作成しております健康づくりカレンダーにつきましては引き続き周知と活用に努め、市民の皆様の健康づくりへの意識啓発を促進し、保健センターにおける各種事業の利用の向上を図ってまいります。

がん対策につきましては、がん検診未受診者への個別受診勧奨であるコール・リコールを継続し、検診受診率の向上を図ってまいります。また、前立腺がん検診及び胃がんリスク検査につきましては、引き続き基本健診との同時受診を実施するとともに、近隣市との相互乗り入れの推進によりさらに市民の皆様に利便性の向上を図り、がんの早期発見・予防に努めてまいります。

次に、高齢者保健福祉の推進について申し上げます。

高齢者が健康で自立した豊かな生活を送ることができるよう、計画期間の2年度目となる高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画に基づき、引き続き高齢者福祉施策と介護保険施策を総合的に推進してまいります。

高齢者福祉施策につきましては、高齢化率及び単身化率が高い清原地区において、市内の社会福祉法人や地域ボランティアと協働した高齢者の会食事業を実施し、食を通じた交流の場を提供することで社会的な孤立の緩和や健康維持を図ってまいります。また、家族等が無償で介護するケアラー支援といたしまして、（仮称）総合福祉センターにおいて、専門職の適切な関与により、相談等を通じて介護者の孤立を防ぐ等の支援を進めてまいります。

介護予防施策につきましては、東大和元気ゆうゆう体操の普及や介護予防リーダーの活動の支援などに引き続き取り組んでまいります。

介護保険制度につきましては、重要施策で御説明いたしました施策を実施いたしますほか、平成30年度から始まります第7期介護保険事業計画の策定準備といたしまして、高齢者や介護保険サービス事業者等を対象とする日常生活圏域ニーズ調査を実施してまいります。

次に、障害者福祉の推進について申し上げます。

計画期間の2年度目となる第3次障害者計画・第4期障害福祉計画に基づき、引き続き障害者福祉施策を推進してまいります。

重要施策で御説明いたしました平成28年10月に開設予定の（仮称）総合福祉センターにおきまして、障害者日常生活の場の定員拡大、相談支援、就労支援、ケアラー支援などを実施し、さらなる障害者福祉施策の充実を図ってまいります。

また、平成30年度から始まります第4次障害者福祉計画・第5期障害福祉計画の策定準備といたしまして事前調査を実施するほか、障害者総合支援法施行3年後の見直しや障害者差別解消法の施行に伴う国の新たな施策にも適切に対応してまいります。

次に、児童福祉の推進について申し上げます。

計画期間の2年度目となる子ども・子育て支援事業計画に基づき、引き続き子ども・子育て支援施策を推進してまいります。

重要施策で御説明いたしました施策を実施いたしますほか、保育園入園等の制度運営につきましては、里帰り出産者や育児休業取得者に一定の配慮を行うなど、きめ細やかな対応を行い、子育て中の保護者支援に努めてまいります。

さらに、乳幼児を連れた保護者が安心しておむつがえや授乳等が行えるスペースとして、中央図書館や市役所本庁舎に赤ちゃん・ふらっとを整備してまいります。

次に、社会保障の充実について申し上げます。

国民健康保険事業につきましては、国民健康保険は、市民の健康、生命を守り、生活を支える重要な役割を果たしております。

しかしながら、国民健康保険は独自財源のみでの運営が難しく、不足する財源を一般会計に依存する厳しい財政運営を行っております。

こうしたことから、国民健康保険税につきましては、第4次行政改革大綱に基づき、独自の財源を確保し、健全な事業運営を図るため、低所得者や多子世帯の負担軽減に配慮した上で、平成28年4月から保険税率等の改定を実施いたします。

今後も、レセプトデータを活用しました保健事業を実施することなどにより被保険者の健康の保持・増進を図り、医療費の適正化及び歳出削減に努めてまいります。

また、平成30年度からの国民健康保険事業の広域化に向けた議論の動向を注視し、関係区市町村との連携を図り、国並びに東京都に制度改善等の要請を行うとともに、誰もが安心して医療が受けられる国民皆保険制度の根幹を担う国民健康保険事業の安定的な運営に取り組んでまいります。

後期高齢者医療事業につきましては、平成28年度は後期高齢者医療保険料の改定の年度となります。

東京都後期高齢者医療広域連合は、従前と同様の特別対策等により保険料の抑制を図った上で、保険料率の改定を行いました。一方、国は、現行の後期高齢者医療制度を基本としながら、必要に応じて制度の見直しに向けた検討を行うとしております。

今後の動向を注視するとともに、高齢者が安心して医療を受けられるよう、引き続き東京都後期高齢者医療広域連合並びに関係区市町村との連携を図り、円滑な事業の運営に努めてまいります。

生活困窮者の支援につきましては、生活困窮者自立支援事業の円滑な運営と充実を図り、生活保護の受給に至る前の自立支援に加え、貧困の連鎖を防ぐことができるよう努めてまいります。

次に、地域福祉の推進について申し上げます。

計画期間の2年度目となる第五次地域福祉計画に基づき、引き続き地域における支え合いの福祉を推進して

まいります。また、東京都福祉のまちづくり条例に基づく施設の改善のため、計画的に歩道の段差解消等の工事を進め、歩道のバリアフリー化を推進してまいります。

続きまして、「暮らしと産業が調和した活力あるまちづくり」について申し上げます。

初めに、勤労者福祉の向上について申し上げます。

雇用情勢は、完全失業者がここ数年減少しており、新卒者の内定率は平成26年度とほぼ同水準を維持しております。しかしながら、正規雇用につきまちはいまだ厳しい状況にありますことから、雇用の創出に向けて、就職を希望する市民の就業の機会が提供できるよう、東京しごと財団との共催による就活セミナーの開催、公共職業安定所等関係機関との連携による就職情報室の円滑な運営や就職面接会等の開催を行い、就業の安定に努めてまいります。

次に、消費生活の充実について申し上げます。

消費者安全法に基づく消費生活センターの機関設置に向けた準備を進め、消費者保護の充実を図ってまいります。また、今後も悪質商法等における消費トラブルを防ぐため、国や東京都、関係団体と連携しながら、消費者教育や啓発活動に取り組んでまいります。

次に、都市農業の振興について申し上げます。

農業及び農地につきましては、新鮮で安全・安心な農産物を供給するだけでなく、市民の学習、体験の場を提供するとともに、防災空間としての機能や自然環境保全機能など、多面的な役割を果たしております。農業者が行う農産物の品質及び生産量を向上させるための事業に対し、引き続き支援を行ってまいります。また、効率的かつ安定的な農業経営が確立できるよう、認定農業者制度の普及・啓発を図り、経営改善計画の実現に向けた認定農業者支援事業を継続するとともに、認定農業者数の拡大に努めてまいります。

次に、工業の振興について申し上げます。

工業につきましては、中小企業者の経営の安定化に資するため、引き続き運転資金や設備資金等の融資をあっせんする小口事業資金融資あっせん制度等を実施してまいります。また、商工会の実施する若手技術者の育成に係る事業について補助を実施してまいります。

次に、商業の振興について申し上げます。

商業につきましては、市民の皆様の消費生活を支える商店街等の活性化を図るため、商工会及び商店街等が自主的に取り組むイベント事業に対する支援を引き続き行っていくとともに、商店街等が行う装飾灯の新設及び新設に伴う撤去についての補助を実施してまいります。また、引き続き住宅・店舗リフォーム事業や住宅増改築等あっせん事業を通じて、市内建設業の活性化を図ってまいります。さらに、創業支援対策として、国から認定された創業支援事業計画に基づき、商工会及び中小企業大学校東京校と連携しながら、東大和市創業塾を引き続き開催するとともに、平成27年度に商工会で実施した空き店舗調査の結果を活用するための支援を新たに行うなど、創業支援事業の充実に努め、市内に新たな創業者を生み出し、産業の活性化を図ってまいります。

次に、観光事業の推進について申し上げます。

第5回目となるうまかんべえ〜祭を実施し、地元食材を活用した御当地グルメの開発を行うとともに、市民参加による観光イベントとして地域住民の交流を促進し、にぎわいを創出してまいります。観光キャラクター「うまべえ」の認知度を生かし、東大和市の特色や魅力を内外に発信するなど、市内産業の振興を後押しできるよう活用に努めてまいります。

また、狭山丘陵や多摩湖を中心とした東大和市の魅力をPRする観光ボランティアガイドと連携した取り組みを推進するとともに、平成27年度に改訂しました観光マップや平成28年3月から配信を開始する観光アプリケーション等の活用を図り、地域の活性化につなげてまいります。さらに、平成28年3月に完成します市のプロモーションビデオを活用し、市の魅力発信等を行ってまいります。

続きまして、「環境にやさしく安全で快適なまちづくり」について申し上げます。

初めに、市街地の整備について申し上げます。

平成27年3月に改訂しました東大和市の都市計画の基本方針であります都市マスタープランで掲げた方針の実現に向け、協働のまちづくりに取り組んでまいります。

立野一丁目区画整理事業につきましては、移転補償を整わせ、換地処分の手続に着手できるよう努めてまいります。下水道事業につきましては、下水道総合計画に基づき、快適な生活環境を継続するため、施設の整備、維持管理、安全対策に取り組んでまいります。また、老朽化した下水道施設の改築や更新に適切に対応するとともに、下水道事業の安定運営を目指して、下水道使用料を適正な水準とする見直しを行い、経営の健全化を図ってまいります。

次に、良好な住宅環境の形成について申し上げます。

建築物の耐震改修の促進につきましては、耐震改修促進計画に基づき、建築物等の所有者の主体的な取り組みを促し、地震に備えた都市づくりを進めてまいります。また、引き続き昭和56年5月以前に建築された木造戸建住宅の耐震化に対する助成を実施してまいります。

次に、道路・交通の整備について申し上げます。

都市計画道路3・5・20号線東大和武蔵村山線につきましては、事業の完了に向け、残る用地の取得に向けた調整を進めてまいります。また、幹線道路や生活道路につきましては、市道第1号線用水北通りや市道第6号線富士見通りの道路改良工事を引き続き行うとともに、舗装補修など計画的に維持補修を行い、適切な維持管理に努めてまいります。

さらに、重要な社会基盤とも位置づけられるコミュニティバスにつきましては、多摩都市モノレールや民間バス路線とともに形成する公共交通網を将来にわたって維持するため、利用促進に取り組んでまいります。

交通安全対策につきましては、関係機関と連携して、児童・生徒を初め一般の方や高齢者の方を対象とした交通安全講習会や交通安全教室を行い、車両や自転車、歩行者のマナーの向上を図るとともに、規制や注意喚起の措置を実施し、事故防止に努めてまいります。

自転車等の駐車対策につきましては、自転車等の駐車対策に関する総合計画に基づき、自転車等駐車場の整備や管理・運営方式について、適正な受益者負担を踏まえた検討を進めるとともに、放置自転車対策に取り組み、駅周辺の公共空間の安全性や機能の確保を図ってまいります。

次に、緑の保全・創出について申し上げます。

重要施策で御説明いたしました施策を実施いたしますほか、狭山丘陵につきましては、将来にわたって保全し、次世代に引き継ぐことを目標に、東京都などと連携を図りながら公有地化を進めるとともに、市民、関係団体の協力を得ながら適切な維持管理に努めてまいります。

次に、防災・防犯体制の推進について申し上げます。

防災体制の強化につきましては、地域防災計画を実効性のあるものとするため、より実践に即した総合防災訓練の実施に努めてまいります。また、東日本大震災を風化させないために、防災フェスタを引き続き実施し

てまいります。地域防災力の向上のため、防災モデル地区事業としまして、図上訓練の実施を継続するとともに、自主防災組織の育成支援にも努めてまいります。

災害時要配慮者対策につきましては、引き続き避難支援体制づくりのガイドラインに基づき、地域による避難行動要支援者の支援体制づくりの推進に努めてまいります。さらに、災害対策用マンホールトイレの設置や災害対策用ろ過機の入替えを図るほか、備蓄食料等を拡充してまいります。

局地的な集中豪雨に対しましては、雨水排水施設の清掃を行い適切な維持管理に努めるとともに、浸透施設の整備により溢水被害の軽減に努めてまいります。また、内水被害軽減のための抜本的な対策について検討してまいります。

防犯対策につきましては、市民が安全で安心して暮らすことができるまちを目指し、青色防犯パトロール事業、安全安心情報送信事業、地域の防犯ボランティア団体に対する防犯用品支給事業を引き続き実施してまいります。また、小学校の安全対策につきましては、登下校中の児童の安全を確保するため、平成27年度に引き続き小学校全校の通学路に防犯カメラを設置してまいります。

東京都により整備が進められています空堀川につきましては、管理用通路を遊歩道として利用できるよう、LED式の街路灯を設置してまいります。

次に、廃棄物の減量とリサイクルの推進について申し上げます。

重要施策で御説明いたしました施策を実施いたしますほか、ごみ排出カレンダーや廃棄物広報紙ごろすけだよりの戸別配付等により情報提供を行うとともに、市民、事業者及び行政が協働で取り組む廃棄物の減量と発生抑制を目指し、引き続きその適正処理と循環型社会の構築に努めてまいります。

次に、環境の保全について申し上げます。

低炭素社会の実現に向け、国や東京都の動向を注視しつつ、環境市民の集いを初め地球温暖化対策に対する啓発に努めるとともに、職員においては地球温暖化対策実行計画の見直しを図り、率先してエコアクションに取り組んでまいります。また、市で管理する街路灯のLED化につきましては、平成27年度において全てのものを完了させ、環境負荷の低減と電気料の節減を図るとともに、今後は適切な維持管理に努めてまいります。

平成27年度から着手しております第2次環境基本計画につきましては、引き続き市民の皆様の御意見をいただきながら策定してまいります。さらに、福島第一原子力発電所の事故を原因として発生しました放射性物質による環境問題に対応するため、公共施設の空間放射線量の測定及び食材等の放射性物質の測定を引き続き実施してまいります。

続きまして、「相互の理解と協力に支えられるまちづくり」について申し上げます。

初めに、人権尊重・男女共同参画社会の確立について申し上げます。

配偶者等からの暴力被害に遭われた方の人権を守るため、民間の緊急一時保護施設に対しまして、引き続き運営費の一部補助を行ってまいります。また、平成28年3月に改訂を行います第二次男女共同参画推進計画改訂版に基づき、男女共同参画施策を総合的、計画的に推進してまいります。

次に、「情報通信技術を活用した豊かな社会の実現」について申し上げます。

社会保障・税番号制度の運用におきましては、国や他の地方公共団体との連携を図るためのシステム改修を進めてまいります。また、平成28年2月より、住民票の写し等の各種証明書のコンビニエンスストアにおける交付を開始したところでありますが、個人番号カードの普及促進と市民の皆様の利便性の向上を図るため、交付サービスの周知に努めてまいります。さらに、基幹系システム及び福祉総合システムを更新し、情報システ

ムの最適化を図ってまいります。

次に、「共に支えあう地域社会の確立」について申し上げます。

東大和市職員の市民協働の推進に関する指針に基づき、職員の資質の向上を図りながら、引き続き市民の皆様との連携・協働に努めてまいります。

また、平成28年3月に完成します自治会等の地域コミュニティの魅力発信を目的としたプロモーションビデオ等を活用して、自治会等の地域活動により多くの方に参加していただくよう努めてまいります。あわせて、東大和市社会福祉協議会のボランティア・市民活動センターに対する運営補助を行い、体制と機能の充実により市民のボランティア活動等への参加促進を図り、市民の皆様の方を力生かした地域づくりを推進してまいります。

次に、「地域を越えたパートナーシップの確立」について申し上げます。

平和事業につきましては、平和市民のつどいを開催するほか、平成27年度に引き続き、市長会の助成金を活用し、東村山市と連携して広島市で行われる平和記念式典等への中学生の派遣を予定しております。

今後も、恒久平和の実現に向け、戦争の悲惨さや平和の大切さを伝えてまいります。

広域行政の推進につきましては、友好都市である喜多方市との関係をさらに推進するため、友好都市協定に基づき、教育、文化、産業、スポーツなど幅広い分野における交流を通じて互いの理解と連携を深め、両市のさらなる発展を図ってまいります。

続きまして、「適正な行財政運営の実現」について申し上げます。

初めに、効率的でスリムな行財政運営の実現について申し上げます。

市では、厳しい財政状況の中でさまざまな行政課題に対応するとともに、将来に負担を残さない健全な財政運営を行うため、行政改革大綱及びその推進計画を策定し、行政改革に努めてまいりました。

こうした中、平成28年度は、第4次行政改革大綱及び推進計画に基づく5カ年の取り組みの最終年度となります。計画の進行管理を行い、引き続き効率的・効果的な行財政運営に努めてまいります。

また、今後市が直面する新たな行政課題の解決に向けた対応を図るため、平成29年度以降につきましても引き続き行政改革に取り組んでいくこととし、その際、優先もしくは重点化すべき改革課題等を明確化することを目的とした第5次行政改革大綱を策定してまいります。

市の行政運営の根幹となります歳入の確保であります。市税等の収納を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いていると考えております。このような状況の中、納税者の利便性向上を図るため、窓口における口座振替手続の簡素化を実施してまいります。また、滞納市税等への対応につきましては、滞納者との納税相談を基本としながら、現年課税分の早期対応の徹底をさらに進め、財産調査を目的とした搜索やタイヤロックなどの差し押さえを引き続き実施するとともに、新たな滞納整理の手法を研究し、市税等の歳入確保に努めてまいります。

計画行政の推進につきましては、第四次基本計画に基づき、事務事業を効率的かつ効果的に推進するため、行政評価制度や市民意識調査を活用しながら、計画の適正な進行管理に努めてまいります。

行政評価制度につきましては、担当部署における全事務事業の評価に加え、市民や民間の視点の把握を通じて評価の実効性を高めることを目的とする外部評価並びに第四次基本計画に掲げる施策の進捗管理を行う施策評価について、充実を図りながら引き続き実施してまいります。

公共施設等のあり方の検討につきましては、将来的な公共施設等の老朽化や人口減少等を見据えて、維持管

理や更新等を効率的かつ効果的に推進するため、公共施設等総合管理計画を策定してまいります。

まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、地方創生アドバイザーの助言等を受け施策を推進してまいります。

次に、市民自治の向上について申し上げます。

市では、市民自治の観点から有効と言われております自治基本条例の当市におけるあり方に関しまして、これまで多角的に検討を進めてまいりました。

検討の結果、自治基本条例については、自治体運営の仕組みの明示としての効果は認められるものの、条例制定に係る機運が十分に醸成されていない場合は、その性質上、具体的な効果や実効性を担保することが難しいといった側面があることや、当市においては、一般的な自治基本条例に規定されている事項の多くについて、既にさまざまな形で取り組みが行われ、または始めているものがあること等が明らかとなりました。また、市民の皆様に参加をいただきながら開催してまいりました市民懇談会におきましても、自治基本条例を不要とする意見が多くありました。

こうした状況から、現時点では自治基本条例の制定の選択は行わず、一般に自治基本条例に規定されている事項に係る当市の取り組み状況を確認しながら、あわせて制定を望む声の高まりを捉え、その必要性によっては再検討をすることといたしました。

続きまして、新年度予算の編成について申し上げます。

平成28年度予算の編成に当たりましては、1つ目として、開かれた市政の実現のため、情報公開と説明責任の徹底を図り、市民の理解と信頼を得ること。

2つ目として、持続可能な市政の実現のため、社会情勢を見通す中、取り組むべき課題に集中して対応すること。

3つ目として、第4次行政改革大綱に基づき、効率的かつ効果的な事務事業の実施に努めること。

この3つの内容を基本方針として定め、予算の編成を進めてまいりました。

新年度予算の概要であります。歳入では、その根幹となる市税につきましては、課税実績や税制改正等を踏まえた予算内容とし、歳入の確保を図るため引き続き収納対策に取り組んでまいります。また、地方交付税につきましては、国の地方財政対策の内容等を考慮し、地方財源の補填措置として必要な額を計上いたしました。

次に、歳出であります。 「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」の将来都市像の実現に向け、「日本一子育てしやすいまちづくり」を初め、「住みよい、活気あるまちづくり」、「環境にやさしいまちづくり」、「福祉の行き渡ったまちづくり」、「地域力・教育力の向上」、これらを推進する施策として、実施計画における主要事業等につきまして優先的に予算化を図りました。

市財政につきましては、少子高齢化社会の進行に伴う社会保障関係経費の増加など、厳しい財政状況が続く中、これまで積み立てを進めてきた基金を本庁舎及び現業棟の耐震補強工事や新学校給食センター建設等の大規模事業に充当し、目的に沿った効果的な活用を図っているところであります。

今後におきましても、社会保障関係経費の増加や公共施設等の老朽化対策などにより多額の財政負担が見込まれることから、これらに適切に対応できるよう目標金額を定めた基金積み立てを継続的に行うなど、市財政の健全性を維持しながら市民サービスの一層の向上に努めてまいります。

以上、平成28年度の市政運営における基本方針と主な施策について申し上げます。

少子高齢化社会が進行し、東大和市を取り巻く環境が急激に変化する中、私は、東大和市の将来を見据え、長期的な視点に立って行政運営を行っていく必要があると考えております。

「日本一子育てしやすいまちづくり」の実現には、子育て支援施策のみならず、それ以外の多くの施策と一体的に取り組むことが必要であると考えております。子供から高齢者の方まで、また障害のある方も、全ての方にとって住みよい活気あるまちにしていくため、市民の皆様の声に耳を傾け、市民の皆様とともに歩む市政運営に努めてまいります。

また、職員につきましては、職務能力の向上を図るとともに、挨拶と笑顔による対応と対話を通じて、市民の皆様から信頼を得られるよう職務を遂行してまいります。

市議会並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りますよう心からお願いを申し上げます、平成28年度の施政方針といたします。

ありがとうございました。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○議長（関田正民君） 以上で、市長施政方針表明を終了いたします。

日程第4 諸報告

○議長（関田正民君） 日程第4 諸報告を行います。

初めに、市長報告を行います。

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 市長報告を申し上げます。

主として関連する団体への出席、特に市長会関係の主な議事について申し上げるものでございます。資料を御配付いたしましたので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

初めに、1月15日に平成28年度東京都予算編成に伴う市町村長合同会議が開催されました。

議事1の平成28年度東京都予算内示状況について及び議事2の復活項目について東京都から説明があった後、議事3の復活要望を東京都の副知事に対して行いました。

次に、1月25日に東京都市長会が開催されました。

議事1の東京都子供・若者計画の策定に至る経緯と今後の展開についてであります。深刻化しているニートやひきこもりなど若者の自立をめぐる問題や、児童虐待、いじめ、不登校、有害情報の氾濫など、子供・若者にかかわる諸問題について、子供・若者育成支援施策の一層の推進を図るため策定するものであるとの説明が東京都からありました。

次に、議事2の災害時都民台帳システム（仮称）等についてであります。罹災証明書等の発行の迅速化を目的として平成23年に東京都と国で共同開発した被災者生活再建支援システムを都内で普及、活用を図り、あわせて罹災証明書の発行と被災者情報の一元管理も図る、今後は30年度の運用開始に向けて各市町村の意見も伺いながら調整、精査するので協力をお願いしたい旨の説明が東京都からありました。

次に、議事3の東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）（案）についてであります。各市の担当部署とも調整をし、平成27年12月に整備方針の案として取りまとめ公表したものである、東京都が目指すべき将来像を示すとともに、3つの基本理念と4つの基本目標を設定し、平成28年度からの10カ年にわたる都市計画道路整備の流れを示したものであるとの説明が東京都からありました。

次に、議事4の後期高齢者医療広域連合からの報告についてであります。平成28年度、平成29年度の保険料率の最終案並びに平成28年第1回広域連合議会定例会に提出する案件、平成27年度補正予算案、平成28年度当初予算案、広域連合規約の一部変更案等について、東京都後期高齢者医療広域連合から説明がありました。

次に、議事5の東京都市長会役員の選任についてであります。前小金井市長の退任に伴う監事の選任及び政策調査特別部会長、総務・文教部会長の選任について役員選考委員会で検討をし、全体会でこれを承認いたしました。

次に、議事6の平成27年度施策の見直しの取り扱いについてであります。中等度難聴児発達支援事業について市長会厚生部会からの報告を受け、条件を付した上で東京都の提案を了承することでこれを承認いたしました。

なお、その他の議事につきましてはそれぞれ承認いたしました。

以上で市長報告を終わります。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で市長報告を終了いたします。

次に、議長報告であります。議長職を副議長と交代いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（中間建二君） 議長報告終了までの間、議長職を交代いたします。

それでは、議長報告を行います。

〔議長 関田正民君 登壇〕

○議長（関田正民君） 平成27年第4回市議会定例会報告以降の議長報告を申し上げます。

まず初めに、1月26日に東京都三多摩地区消防運営協議会第二部会が東京自治会館で開催されました。

議題であります。平成28年度消防委託事務につきましては、委託事務の管理に要する経費の負担及びその見積額の説明があり、これを了承いたしました。

次に、役員選出であります。前青梅市長の後任の会長の選出につきましては次回通常総会にて選出することとしたいとの提案があり、これを了承いたしました。

次に、平成28年度の通常総会を平成28年5月26日木曜日の午後2時から東京自治会館で開催するとの日程等を決定いたしました。

次に、2月18日に東京都市議会議長会定例会が東京自治会館で開催されました。

まず、報告事項として、平成27年11月20日以降の会務報告のほか、全国市議会議長会理事会及び評議員会の会議結果等についての報告が行われました。

次に、協議事項であります。関東市議会議長会第82回定期総会で審議する都県提出議案につきましては、府中市から提出のありました社会保障・税番号制度、国民健康保険の都道府県化に係るシステム改修等の財政

支援策を求める要望とすることに決定いたしました。

なお、要望文書は本日机上配付させていただきましたので、後ほどごらん願います。

報告は以上であります。ただいま御報告いたしました関係資料につきましては事務局に整理してありますので、後ほど御参照いただければと存じます。

以上で議長報告を終わります。

○副議長（中間建二君） 議長報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔議長 関田正民君 降壇〕

○副議長（中間建二君） 以上で議長報告を終了いたします。

議長職を交代いたします。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（関田正民君） 以上で諸報告を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 5 第1号議案 平成28年度東大和市一般会計予算

日程第 6 第2号議案 平成28年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算

日程第 7 第3号議案 平成28年度東大和市下水道事業特別会計予算

日程第 8 第4号議案 平成28年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算

日程第 9 第5号議案 平成28年度東大和市介護保険事業特別会計予算

日程第10 第6号議案 平成28年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（関田正民君） 日程第5 第1号議案 平成28年度東大和市一般会計予算、日程第6 第2号議案 平成28年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算、日程第7 第3号議案 平成28年度東大和市下水道事業特別会計予算、日程第8 第4号議案 平成28年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算、日程第9 第5号議案 平成28年度東大和市介護保険事業特別会計予算、日程第10 第6号議案 平成28年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算、以上6議案を一括議題に供します。

お諮りいたします。

第1号議案から第6号議案までの6議案については、本会議での提案理由の説明及び質疑を省略し、21人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員につきましては、委員会条例第8条第5項の規定により、議長において議員全員を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

予算特別委員会の運営についての協議機関として、議会運営委員会委員をもって構成する予算特別委員会理事會を設置したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

日程第11 第1号同意 東大和市副市長の選任について

○議長（関田正民君） 日程第11 第1号同意 東大和市副市長の選任について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） ただいま議題となりました第1号同意 東大和市副市長の選任につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、小島昇公副市長の任期が平成28年3月31日をもちまして満了となることに伴い、後任の副市長を選任することについて、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

御提案申し上げました小島昇公氏は、昭和53年に東大和市役所に入職した後、福祉部参事、教育委員会学校教育部長、教育委員会教育長等を歴任し、平成24年4月1日から東大和市副市長として市政の発展のため尽力しております。

このことから、市政運営について豊富な経験と広い見識を有し、かつ人望も厚い小島昇公氏が適任と考え、引き続き東大和市副市長として選任いたしたく、ここに御提案申し上げる次第であります。

なお、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

第1号同意 東大和市副市長の選任について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

日程第12 第2号同意 東大和市教育委員会教育長の任命について

○議長（関田正民君） 日程第12 第2号同意 東大和市教育委員会教育長の任命について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） ただいま議題となりました第2号同意 東大和市教育委員会教育長の任命につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

教育委員会教育長は、これまで教育委員会が教育委員会委員の中から任命することとされておりましたが、平成26年に改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律におきまして、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとされました。

そこで、本案は、同法第4条第1項の規定に基づき、教育長を任命することについて議会の同意を求めるものであります。

御提案申し上げました真如昌美氏は、昭和50年に東京都教育委員会に入職した後、小学校教諭、指導主事、小学校長等を歴任しております。また、平成17年4月1日から平成21年3月31日まで東大和市教育委員会学校教育部参事として、さらに平成24年4月1日から現在に至るまで東大和市教育委員会教育長として当市の教育行政の発展のため尽力しております。

このことから、教育行政について豊富な経験と広い見識を有し、かつ人望も厚い真如昌美氏が適任と考え、東大和市教育委員会教育長として任命いたしたく、ここに御提案申し上げる次第であります。

なお、生年月日、住所につきましてはお手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

第2号同意 東大和市教育委員会教育長の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

日程第13 第3号同意 東大和市教育委員会委員の任命について

○議長（関田正民君） 日程第13 第3号同意 東大和市教育委員会委員の任命について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） ただいま議題となりました第3号同意 東大和市教育委員会委員の任命につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、東大和市教育委員会委員のうち、鈴木敏彦委員長が平成28年3月31日をもって委員を辞職されることに伴い、後任の委員を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をを求めるものであります。

御提案申し上げました新藤久典氏は、昭和51年に大学を卒業後、東京都教育委員会に入職し、中学校教諭、指導主事、中学校長を歴任され、現在は国立音楽大学音楽学部教授及び実践女子大学文学部非常勤講師として御活躍されております。また、全日本中学校長会会長や中央教育審議会初等中等教育部会臨時委員などを歴任し、現在は東大和市中一貫教育推進プロジェクト学力向上委員会委員等を務め、教育に関するさまざまな活動に取り組んでおられます。

このことから、教育について豊富な経験と広い見識を有し、かつ人望も厚い新藤久典氏が適任と考え、東大和市教育委員会委員として任命いたしたく、ここに御提案申し上げる次第であります。

なお、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

第3号同意 東大和市教育委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

日程第14 第1号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（関田正民君） 日程第14 第1号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） ただいま議題となりました第1号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員の候補者の推薦につきまして議会の意見を求めるものであります。

候補者として推薦いたします鈴木一徳氏は、平成22年以来、2期6年にわたりまして人権擁護委員として御活躍いただいておりますが、平成28年6月30日をもちまして任期満了となります。

同氏は、平成11年4月から当市におきまして第十小学校長として5年間勤務され、教育行政並びに人権教育に精通されております。また、人望も厚く、人柄も温厚でありますことから、今までの経験を生かし、引き続き人権擁護委員として推薦いたしたいと考えております。

なお、生年月日、住所等につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

人権擁護委員の候補者として鈴木一徳氏を適任と認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、人権擁護委員の候補者として鈴木一徳氏を適任と決めます。

日程第15 第7号議案 東大和市行政不服審査会条例

○議長（関田正民君） 日程第15 第7号議案 東大和市行政不服審査会条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） こんにちは。

ただいま議題となりました第7号議案 東大和市行政不服審査会条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本条例は、行政不服審査法が全部改正され平成28年4月から施行されることに伴い、新たに第三者機関としての行政不服審査会を設置する必要があることから、条例の制定を御提案するものであります。

行政不服審査法は、行政処分に不服がある者の権利救済と適正な行政運営の確保を目的として、不服申立てに関する手続を定めた法律であります。このたび、使いやすさの向上と公正性の確保のために抜本的な改正が行われたものであります。

改正法は、異議申立てと審査請求という2種類の不服申立てを審査請求に一元化し、審査請求期間を60日から3カ月に延伸することといたしました。

また、市長の処分につきましては、処分に関与しない審理員による審理手続の導入と、第三者機関である審査会による諮問・答申制度を導入して手続の公正性の向上を図りました。

本条例は、この第三者機関としての行政不服審査会を設置するために御提案するものであります。

それでは、条例の内容につきまして御説明申し上げます。

第1条は、設置の規定であります。行政不服審査法は、第三者機関の設置を義務づけたことから、東大和市行政不服審査会を設置することを定めるものであります。なお、同法は、市長の処分に対する審査請求があった場合に諮問を義務づけていることから、審査会は市長の附属機関と位置づけております。

第2条は、組織の規定であります。審査会は、委員3人で構成することを定めるものであります。

第3条は、委員の規定であります。委員の要件として、審査会の審査事項について公正な判断をすることができる法律または行政に関してすぐれた識見を有する者としております。また、その任期は3年としております。

第4条は、臨時委員の規定であります。審査会は、広範な市長の権限行使に対する審査請求があった場合の諮問機関であることから、専門的判断を必要とする場合に備え、必要に応じて臨時委員を置くことができるとするものであります。

第5条は、会長の規定であります。審査会を代表する会長の規定を置くものであります。なお、迅速な審査のため、会長の権限について規定を整備するものであります。

第6条は、会議の規定であります。定足数や議決要件について定めるものであります。

第7条は、庶務の規定であります。庶務担当は総務部とするものであります。

第8条は、委任の規定であります。審査会の運営に必要な事項については、会長が審査会に諮って定めるとするものであります。

最後に、附則についてであります。

附則第1項は、この条例の施行日を法改正の施行日に合わせて平成28年4月1日とするものであります。

附則第2項は、東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部改正について定めるものであります。審査会の委員には報酬を支払う必要があることから、同条例の別表に必要な項を追加するための改正を行うものであります。なお、報酬額は日額9,000円とするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、総務委員会に審査を付託いたします。

日程第16 第8号議案 東大和市消費生活センター条例

○議長（関田正民君） 日程第16 第8号議案 東大和市消費生活センター条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第8号議案 東大和市消費生活センター条例につきまして、

提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本条例につきましては、消費者安全法が改正され、消費生活センターを設置する場合は、その組織及び運営等について条例で定めることとなりましたことから、条例の制定を御提案申し上げるものであります。

改正後の消費者安全法は、消費生活センターの相談事業に法定の資格を有する消費生活相談員に従事させる等、消費生活相談体制を強化いたしました。市がこれまで取り組んできた消費生活相談等の事業も法定の要件を満たすことから、法律上の消費生活センターを設置するため条例を制定するものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第1条は、趣旨の規定であります。この条例の趣旨は、消費者安全法の規定に基づき、行政機関としての消費生活センターの組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとしております。

第2条は、名称及び位置の規定であります。名称は、東大和市消費生活センターとし、位置は東大和市役所の所在地と同じものであります。

第3条は、所管区域の規定であります。センターは、市の区域を所管するものであります。

第4条は、センターの事業の規定であります。センターは、法第8条第2項第1号及び第2号の相談としての消費生活相談及び同項第3号から第6号までの事業を実施するものであります。

第5条は、事業実施日等の規定であります。事業を実施する日及び時間は、消費生活相談については月曜日から水曜日まで及び金曜日の午前10時から正午までと午後1時から午後5時まで、その他の事業については月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとするものであります。

なお、祝日や年末年始は休業日となります。

第6条は、センター長及び職員の規定であります。センターにセンター長及び必要な職員を置くものであります。

第7条は、消費生活相談員の規定であります。センターに消費生活相談を行う消費生活相談員を置くものであります。消費生活相談員の要件は、消費者安全法施行規則の定める要件を備える者としております。

第8条は、消費生活相談員の人材及び処遇の確保の規定であります。消費生活相談員について、適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずることを定めるものであります。

第9条は、研修の機会の確保の規定であります。センター長、職員及び消費生活相談員の研修の機会の確保について定めるものであります。

第10条は、情報の安全管理の規定であります。事業の実施により得られた情報について適切な管理のために必要な措置を講ずることを定めるものであります。

第11条は、委任の規定であります。条例の施行に必要な事項は市長が別に定めるとするものであります。

最後に、附則についてであります。

附則第1項は、条例の施行日を平成28年4月1日とするものであります。

附則第2項は、現に市長の委嘱を受けて消費生活相談に相当する相談を行っている者は、この条例に基づく消費生活相談員の委嘱を受けたものとみなす規定であります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、厚生文教委員会に審査を付託いたします。

日程第17 第9号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

○議長（関田正民君） 日程第17 第9号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第9号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本条例は、行政不服審査法が全部改正され平成28年4月から施行されることに伴い、9本の条例を一括して改正するものであります。

行政不服審査法は、審査請求への一元化、審査請求期間の延伸、審理員による審理及び第三者機関への諮問など、使いやすさの向上や公正性の確保のために抜本的な改正が行われたものであります。

これらの法改正の内容を踏まえ、関係条例の手続的規定について整理等を行うために本条例を御提案するものであります。

それでは、条例の内容につきまして御説明申し上げます。

対象となる条例は9本でございます。1カ条ごとに1条例ずつ改正を行うものであります。

第1条は、東大和市税条例の一部改正であります。

第15条の2の改正は、不服申立ての方式が審査請求に一元されたことに伴い用語を整理するものであります。

第2条は、東大和市固定資産評価審査委員会条例の一部改正であります。行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により委員会の審査手続を定める地方税法が改正され、行政不服審査法を準用する範囲が広がりました。このため所要の改正を行うものであります。

第2条の改正は、法改正により委員会の決定事項が拡大することから、迅速な審査のために委員長の権限について規定を整備するものであります。

第3条の改正は、審査手続の改正に伴い、書記等の事務局体制の充実のために所要の改正をするものであります。

第4条の改正は、行政不服審査法施行令の規定と整合を図るため、審査申出書の規定を整備するものであります。

第5条の改正及び第6条の改正は、審査申出書の提出があった場合の補正命令、弁明書の提出、反論書の提出等の手続について、行政不服審査法の手続的水準に合わせて改正を行うものであります。

第7条から第10条までの改正につきましては、調書等の記載事項や記名押印について、行政不服審査法の規定と整合を図るための改正であります。

第11条の改正は、行政不服審査法が裁決書の記載事項の規定を整備したことから、決定書に係る規定を整備

するものであります。

第13条の改正は、地方税法が参考人の陳述及び鑑定について行政不服審査法の規定を準用することとなったため、この規定に基づく出頭者に対しても所定の実費を支払えるように改正するものであります。

第14条の改正は、用語の整理であります。

第3条は、東大和市職員の給与に関する条例の一部改正であります。

第17条の3の改正は、引用する行政不服審査法の法令番号及び引用条項を改正するものであります。

第4条は、東大和市手数料条例の一部改正であります。

第2条の改正は、行政不服審査法に基づく写しの交付の手数料を無料とする規定を加えるものであります。

改正された行政不服審査法では、審査手続で収集された書類等について、審査請求人が写しの交付を請求できるようになりました。この場合の手数料につきましては、審査請求が処分を受けた者の権利救済手続であることを考慮して、無料とするものであります。

第3条の改正は、第2条の改正に伴う引用条項の改正であります。

第5条は、東大和市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正であります。

別表第1は、実費弁償の対象者を定めるものであります。行政不服審査法に基づく証人等の出頭者に交通費等の実費を支払うことができるように規定を整備するものであります。

第6条は、東大和市行政手続条例の一部改正であります。

第3条の改正は、不服申立ての方式が審査請求に一元化されたことに伴い行政手続法の表記上の改正が行われたことからことから用語を改正するものであります。第19条の改正も、同法の改正に合わせて表現の整理を行うものであります。

第7条は、東大和市情報公開条例の一部改正であります。

目次の改正、第14条の改正及び第17条の改正は、この条例による改正を踏まえて用語や引用条項の改正を行うものであります。

第17条の2を加える改正は、審査請求の対象となる公開請求を拒否する処分の根拠規定を整備するものであります。

第3章の章名の改正は、審査請求一元化に伴う改正であります。

第18条の改正は、審理員の指名の根拠規定を適用除外とするための改正であります。

行政不服審査法は、審理員による審理手続を導入いたしました。が、条例の特別の定めにより審理員を指名しないことができます。これまで、情報公開や個人情報保護に係る処分に対する不服申立てがあった場合は、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しておりました。法改正後においても、これまでの実績を考慮して同審査会の審査制度を継続させるため、審理員の指名に関する規定を適用除外とする規定を設けるものであります。

追加する第18条の2の規定は、審査会への諮問の手続を規定したものであります。

これまでは、処分庁の弁明書の提出は不要でありました。しかし、法改正後はその提出が義務化されたことから、諮問に際して弁明書の添付を要する旨を定めるものであります。

第19条の改正及び第20条の改正は、用語の整理であります。

第21条の改正は、審査会の設置に関する規定に会長の権限等の規定を追加するものであります。法改正の影響により審査会の決定事項が拡大することから、迅速な審査のために会長の権限について規定を整備するものであります。

第22条の改正は、用語の整理であります。

第23条の改正及び第24条の改正は、意見の陳述等の規定及び提出資料の閲覧等の規定について、手続上の水準向上のために改正するものであります。

次に、第24条の次に4カ条を加える改正についてであります。

24条の2は、審査会が行った処分等を、審査庁が行った処分等にみなすための規定であります。

24条の3は、答申書の送付の規定で、行政不服審査法の規定と整合する内容を定めるものであります。

24条の4は、審査会による審査手続を非公開とする規定を追加するものであります。

24条の5は、審査会の求めに応じて出頭した者に所定の実費を支払えるよう規定を整備するものであります。

第8条は、東大和市個人情報保護条例の一部改正であります。

目次の改正は、この条例による改正を踏まえて、引用条項を改正するものであります。

第14条の改正は、法定代理人による開示請求が本人の利益に反する場合における請求資格を制限する規定を整備するものであります。

第16条の改正は、法定代理人による開示請求の対象情報に本人等の利益に反する情報が含まれる場合、及び開示請求者と同一世帯に属する者の利益に反する特定個人情報に含まれる場合の非開示に関する規定を整備するものであります。

第18条の改正及び第34条の7の改正は、第14条及び第16条の改正に伴うものであります。

第35条の2を追加する改正は、情報公開条例と同様に、情報公開・個人情報保護審査会による審査を継続させるために、審理員の指名の根拠規定を適用除外とする規定を設けるものであります。

第36条の改正は、審査会への諮問の規定を整備するものであります。審査請求の対象となる処分の範囲を規定するほか、弁明書の添付等、行政不服審査法の内容に整合するよう改正するものであります。

第37条の改正、第38条の改正、第39条の改正は、いずれも用語の整理であります。

第40条の改正及び第41条の改正は、意見の陳述等及び提出資料の閲覧等について、行政不服審査法の内容に整合するよう改正を行うものであります。

第41条の2及び第41条の3を追加する改正は、情報公開条例と同様に審査会の処分等及び答申書の送付に関する規定を追加するものであります。

第42条の改正は、用語の整理であります。

第42条の2を追加する改正は、出頭者に対して実費を弁償するために規定を整備するものであります。

第48条の改正は、引用条項の整理であります。

第9条は、東大和市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正であります。

第3条の改正及び第5条の改正は、地方公務員法が改正され、審査請求一元化等による用語の改正が行われたことから、表記上の改正を行うものであります。

最後に、附則についてであります。

附則第1項は、この条例の施行日を改正法の施行日と合わせて平成28年4月1日とするものであります。

附則第2項は、行政不服審査法の経過措置と同様の適用区分を定めるものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第9号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第18 第10号議案 東大和市職員定数条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第18 第10号議案 東大和市職員定数条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第10号議案 東大和市職員定数条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして、教育長が議会の同意を得て任命される特別職として位置づけられたことに対応するための改正であります。

内容につきまして御説明申し上げます。

第1条は、定義の規定であります。今回の法律改正に伴い本条例における教育長に関する規定が不要となるため、これを削るものであります。

附則であります。附則第1項は、本条例の施行日を公布の日とするものであります。

附則第2項は、改正後の第1条の規定は、現在の教育長が在職する間は適用せず、改正前の第1条の規定が効力を有するとするものであります。

以上でございます。よろしく御説明申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第10号議案 東大和市職員定数条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第19 第11号議案 東大和市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する 条例

○議長（関田正民君） 日程第19 第11号議案 東大和市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第11号議案 東大和市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員災害補償法施行令の一部改正によりまして、同一の事由による傷病補償年金と障害厚生年金等、及び休業補償と障害厚生年金等を併給する場合の補償の調整率が改正されたことに伴い、同様の改正を行うものであります。

内容について御説明申し上げます。

付則第5条第1項及び第2項の表において定めている補償の調整率につきまして、同一の事由により、傷病補償年金と障害厚生年金等、及び休業補償と障害厚生年金等を併給する場合の調整率をいずれも0.86から0.88

に改正するものであります。

附則であります。第1項は条例の施行日を平成28年4月1日とするものであります。

第2項は、改正後の規定の適用について定めるものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第11号議案 東大和市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第20 第12号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第20 第12号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第12号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正点は2点ございます。

1点目につきましては、教育委員会制度の改正に伴い教育委員長の職がなくなりますことから、教育委員長

の報酬の規定を削除するものであります。

2点目につきましては、東大和医師会との協議結果を踏まえ、零歳児保育指定保育園嘱託医の報酬の額を改定するものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

まず、別表における教育委員長の報酬の項を削除するものであります。

次に、同じく別表中の零歳児保育指定保育園嘱託医の報酬額を5万130円から5万160円に改めるものであります。

最後に、附則であります。

附則第1項につきましては、条例の施行日を公布の日からとするものであります。ただし、零歳児保育指定保育園嘱託医の改正規定の部分につきましては、平成28年4月1日から施行するものであります。

附則第2項につきましては、改正後の別表の規定は、現在の教育長が在職する間は適用せず、改正前の別表の規定が効力を有するとするものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第12号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第2 1 第13号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第21 第13号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第13号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正点は2点ございます。

1点目につきましては、教育委員会制度の改正に伴い教育長が特別職となりますことから、本条例の支給対象に含めるものであります。

2点目につきましては、東京都人事委員会勧告に基づき、職員に準じて期末手当の支給月数を0.10カ月引き上げ、市長、副市長及び教育長の期末手当の年間支給月数を年4.20カ月から年4.30カ月とするものであります。それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第1条は、目的の規定に教育長を加える改正を行うものであります。あわせて、別表第1に教育長の項を新たに加えるものであります。

なお、本条例改正案に教育長の給料月額を定めるに当たりましては、平成28年1月12日に市長から東大和市特別職報酬等審議会へ諮問し、平成28年1月19日に本審議会から市長に答申された内容を尊重し、月額71万円としたところでございます。

第3条は、期末手当の規定で、同条第2項及び第3項の改正は、6月及び12月の期末手当を1.975カ月からそれぞれ0.05カ月引き上げ、2.025カ月とするものであります。

最後に、附則であります。

附則第1項は、条例の施行日を公布の日からとし、改正後の第3条の規定は、平成27年6月1日から適用するものであります。

附則第2項は、旧教育長に関する経過措置を定めるもので、改正後の第1条及び別表第1の規定は、現在の教育長の給与等については適用しないことを定めるものであります。

附則第3項は、期末手当の内払いの規定で、改正前に支払われた期末手当は、改正後の本条例の規定による期末手当の内払いとみなすものであります。

附則第4項は、本条例の施行に伴い、東大和市教育委員会教育長の給与等に関する条例は廃止するものであります。

附則第5項は、附則第4項の規定に伴う経過措置で、旧教育長の給与等については、廃止前の東大和市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定が効力を有するものであります。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第13号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第22 第14号議案 東大和市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第22 第14号議案 東大和市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第14号議案 東大和市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の主な改正内容は、平成27年度の給与改定に係るものであります。

当市の給与制度につきましては、東京都の給与制度に準拠しているところであります。このため、給与改定につきましては原則的に東京都人事委員会の勧告に準じて行うもので、公民較差を是正するため、給与月額につきまして、平成27年4月に遡及して給与を0.12%引き上げるものであります。

再任用職員以外の職員につきましては、金額にして1人当たりの平均で月額約197円を引き上げるものであります。また、給料の引き上げと連動する各手当を含めた1人当たりの平均は、年額で約2万2,994円の引き上げとなるものであります。

なお、再任用職員につきましては、金額にして1人当たりの平均で月額約33円を引き上げるものであります。また、給料の引き上げと連動する各手当を含めた1人当たりの平均は、年額で約1万151円の引き上げとなるものであります。

次に、賞与についてであります。再任用職員以外の職員につきましては、勤勉手当を0.10カ月引き上げ、期末手当との合計を年間4.20カ月から4.30カ月とするもので、1人当たりの平均は年額で約3万9,765円の引き上げとなるものであります。

なお、再任用職員につきましては、勤勉手当を0.05カ月引き上げ、期末手当の合計を年間2.20カ月から2.25カ月とするもので、1人当たりの平均は年額で約9,383円の引き上げとなるものであります。

また、地域手当の支給割合につきましては、人事院勧告の内容を踏まえ、平成27年度につきましては、平成27年4月にさかのぼり10.5%とするとともに、平成28年度から本則の12%とするための必要な改正を行うものであります。

なお、東大和市職員組合との交渉につきましては、労使ともに真摯な協議を重ねた結果、平成28年2月3日に同意をいただいております。

このほか、改正地方公務員法第25条に基づき、給料表の職務の級の適用を受ける職員について、基準となる職務を示した等級別基準職務表の規定を新設するものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

今回の改正は、2つの条例を改正するものであります。

第1条では、東大和市職員の給与に関する条例について、第2条では、東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、それぞれ一部改正を行おうとするものであります。

初めに、第1条の東大和市職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

第1条は、目的の規定であります。地方公務員法の改正に伴う条ずれを改めるものであります。

第4条は、第2項におきまして、別表第3として等級別基準職務表を定める規定を加えるものであります。

第10条、第17条、第18条及び第22条については、新たに別表第3を加えたことに伴う表番号のずれを改めるものであります。

第18条は、勤勉手当の規定であります。同条第2項の改正は、係長以下の職員の支給月数を年間で1.70カ月、課長職を年間で2.10カ月、部長職を年間で2.30カ月とするものであります。

また、同条第3項の改正は、再任用の係長以下の職員の支給月数を年間で0.80カ月、課長職及び部長職を年間で1.00カ月とするものであります。

続いて、別表第1及び別表第2は、それぞれ行政職給料表（1）及び行政職給料表（2）を改正するものであります。また、別表第3として等級別基準職務表を加えるとともに、以後の表番号を改めるものであります。

次に、第2条の東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてであります。

附則第3項及び第5項におけます平成30年3月31日を平成28年3月31日に改めるものであります。

附則第3項につきましては、前回の給料表の改正に伴う経過措置の規定であります。施行日から平成30年3月31日までの3年間に限り、改定後の給料月額が改定前の給料月額に達しない職員につきましては、改定後の給料月額とその差額に相当する額との合計額をその職員の給料月額とみなすとしているものであります。

また、附則第5項につきましては、施行日から平成30年3月31日までの間における地域手当に関する特例措置の規定で、地域手当の支給割合の特例を定めているものであります。この支給割合は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律、附則第10条の規定に基づく人事院規則で定める割合の範囲内で規則で定めるとしているものであります。

今回、平成27年の人事院勧告におきまして、地域手当の支給割合については、当初予定していた平成31年度から前倒しして、平成28年度から現在条例で定めている支給割合であります12%とする旨の勧告がなされ、平成28年2月1日に人事院規則が改正されたところであります。そのため、附則第5項における特例措置の期間及び附則第3項における経過措置の期間を今年度の末日までとするものであります。

最後に、附則であります。

附則第1項は、条例の施行日を公布の日とするものであります。ただし、第1条中、東大和市職員の給与に関する条例第1条の改正規定、同条例第4条第2項の改正規定、同条例第10条第1項の改正規定、同条例第17条第2項の改正規定、同条例第18条第2項の改正規定（「別表第4」を「別表第5」に改める部分に限る。）及び同条例第22条第2項の改正規定並びに同条例別表第5を別表第6とし、別表第4を別表第5とし、別表3を別表第4とし、別表第2の次に1表を加える改正規定は、平成28年4月1日から施行するものであります。

附則第2項は、第1条の規定（前項ただし書きに掲げる改正規定を除く。）による改正後の東大和市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定並びに次項及び附則第4項の規定は、平成27年4月1日から適用するものであります。

附則第3項は、平成27年6月に支給する勤勉手当に関する特例で、平成27年6月に支給する勤勉手当に限り、係長以下の職員の支給月数を0.800カ月、課長職を1.000カ月、部長職を1.100カ月とするものであります。また、再任用の係長以下の職員の支給月数を0.375カ月、課長職及び部長職を0.475カ月とするものであります。

附則第4項は、平成27年12月に支給する勤勉手当に関する特例で、平成27年12月に支給する勤勉手当に限り、係長以下の職員の支給月数を0.900カ月、課長職を1.100カ月、部長職を1.200カ月とするものであります。また、再任用の係長以下の職員の支給月数を0.425カ月、課長職及び部長職を0.525カ月とするものであります。

附則第5項は、給与の内払いの規定で、改正前に支払われた給与は、改正後の本条例の規定による給与の内払いとみなすものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第14号議案 東大和市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決するこ

とに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第23 第15号議案 東大和市高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第23 第15号議案 東大和市高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第15号議案 東大和市高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、介護保険法が一部改正されたことにより、引用条項の項ずれが生じたことに伴う改正であります。

内容について御説明申し上げます。

第6条の規定は、通所介護を利用することができる者の規定であります。第1項第1号において引用する介護保険法第8条の第23項を第24項に改める改正をするものであります。

附則であります。本条例の施行日を平成28年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第15号議案 東大和市高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決

することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第24 第16号議案 東大和市敬老金支給条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第24 第16号議案 東大和市敬老金支給条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第16号議案 東大和市敬老金支給条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、敬老金支給制度が創設された昭和53年当時から現在までの平均寿命の伸びや、それに伴う高齢の観念の変化、近隣自治体の実施状況を総合的に勘案し、敬老金の受給資格の見直しを図るため、本条例の一部改正を御提案するものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

第2条第1号は、受給資格の規定であります。このうち77歳を削除するものであります。これにより、対象者の年齢は、88歳及び99歳となるものであります。

附則であります。附則第1項は、条例の施行日を平成28年4月1日とするものであります。

附則第2項は、改正後の条例の規定を、施行日以後に支給期日の到来する敬老金について適用することを定めるものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○3番（上林真佐恵君） 3点ほど質問させていただきます。

1つ目といたしまして、制定のときはどういう制度であったのか、当時の趣旨を教えてください。

2つ目といたしまして、その後、どのように制度改訂されてきたのか、経過を教えてください。

3つ目といたしまして、今回の条例改正による影響額を教えてください。

以上です。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 条例制定当時の内容でございます。昭和53年4月1日に制度が始まりました。当時でございますけれども、対象者が70歳以上の方に年に2回、5,000円ずつを支給してございました。加えまして、88歳以上の方に長寿祝い金として5,000円を支給してございました。

続いて、制度が変わりましたのが平成12年4月でございます。対象者が70歳以上となり、こちらは変わってございませんけれども、金額が1回5,000円ということになってございます。

続きまして、制度が変わりましたのが平成13年4月、こちらについては現在の制度と同じでございます。77歳、88歳、99歳の方にそれぞれ5,000円を支給するといった内容でございます。

影響額でございますけれども、平成27年度実績で77歳の方、支給対象者が887人、支給額が443万5,000円で

ございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔3 番 上林真佐恵君 登壇〕

○3番（上林真佐恵君） 日本共産党を代表いたしまして、第16号議案 東大和市敬老金支給条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論を行います。

高齢者の長寿を祝う事業は、平成12年、13年とこの間縮小されていますが、長生きをすることが申しわけないというような昨今の風潮の中、これ以上後退させるべきではないと考えます。長寿を喜び合える東大和市であるためにも、今後も続けていくべき事業だと考えることから、この条例には反対いたします。

以上で反対討論を終わります。

〔3 番 上林真佐恵君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第16号議案 東大和市敬老金支給条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関田正民君） 起立多数。よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第25 第17号議案 東大和市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第25 第17号議案 東大和市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第17号議案 東大和市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申

上げます。

介護保険法の指定地域密着型サービスの事業につきましても、平成25年4月から、市の条例で定める事業運営等の基準に基づいて運用してまいりました。

このたび、介護保険法の一部改正により、平成28年4月から地域密着型通所介護が創設され、条例の基準となる厚生労働省令においても一部改正が行われたことから、これに適合するように本条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

目次の改正では、地域密着型通所介護に関する基準を定める第3章の2を追加するものであります。

第14条の改正は、サービス担当者会議の用語の意義を第3章の2の規定にも適用させるための規定の整備であります。

第16条及び第17条の改正は、介護保険法の一部改正に伴う引用条項の整理であります。

第30条及び第54条の改正は、従業者が遵守すべき規定について整備するものであります。

第3章の次に第3章の2を加える改正は、目次においても御説明いたしました地域密着型通所介護の章を追加するものであります。

第1節及び第59条の2は、基本方針の規定であります。

指定地域密着型通所介護の事業は、利用者が要介護状態となった場合でも可能な限り居宅において日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行い、利用者の社会的孤立感の解消や心身の機能の維持、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならないことを定めるものであります。

第2節は、人員に関する基準であります。

第59条の3は、従業者の員数の規定であります。指定地域密着型通所介護事業所に置くべき従業者について、生活相談員、看護師等、介護職員、機能訓練指導員ごとに員数の基準を定めるものであります。また、利用定員が10人以下の場合の員数の特例等も定めております。

第59条の4は、管理者の規定であります。指定地域密着型通所介護事業所ごとに常勤の管理者を専任で置くことを定めるものであります。

第3節は、設備に関する基準であります。

第59条の5は、設備及び備品等の規定であります。事業所には、食堂、機能訓練室、相談室等を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備等を備えることを定めております。

第4節は、運営に関する基準であります。

第59条の6は、心身の状況等の把握の規定であります。事業者は、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービスの利用状況等の把握に努めなければならないことを定めるものであります。

第59条の7は、利用料等の受領の規定であります。事業者は、指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、地域密着型介護サービス費用基準額から地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けること等を定めるものであります。また、送迎費、食事の提供に要する費用等についても定めるものであります。

第59条の8は、指定地域密着型通所介護の基本取扱方針の規定であります。指定地域密着型通所介護は、利

用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならないことを定めるものであります。また、事業者みずからがその提供する指定地域密着型通所介護について質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないことも定めております。

第59条の9は、指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針の規定であります。利用者が住みなれた地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえて適切に指定地域密着型通所介護を行うこと等について定めるものであります。

第59条の10は、地域密着型通所介護計画の作成の規定であります。管理者は、利用者の心身の状況、環境等を踏まえて、機能訓練等の目標、具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならないこと等を定めるものであります。

第59条の11は、管理者の責務の規定であります。管理者は、当該事業所の従事者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行い、当該事業所の従事者に対して必要な指揮命令を行うことを定めるものであります。

第59条の12は、運営規程の規定であります。事業所ごとに事業の運営についての重要事項に関する規程を定めるよう事業者は義務づけるとともに、規程に定めるべき事項として、営業日や指定地域密着型通所介護の内容、利用料等の10項目を定めるものであります。

第59条の13は、勤務体制の確保等の規定であります。事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供のため、事業所ごとに従業者の勤務の体制等を定めるとともに、資質向上のための研修の機会の確保等について定めるものであります。

第59条の14は、定員の遵守の規定であります。事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならないことを定めるものであります。

第59条の15は、非常災害対策の規定であります。事業者は、非常災害に関する具体的計画を立てること、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備すること、定期的に避難、救出等の訓練を行うこと等を定めるとともに、避難、救出等の訓練における地域住民との連携についても定めるものであります。

第59条の16は、衛生管理等の規定であります。事業者は、施設、食器、設備または飲用に供する水について衛生的な管理に努めるとともに、事業所における感染症の発生や蔓延を防止するために必要な措置を講ずることを定めるものであります。

第59条の17は、地域との連携等の規定であります。事業者は、利用者や地域住民の代表者等が参加する運営推進会議において活動状況の評価を受けること、運営推進会議からの要望等を聞くこと等を定めるものであります。また、地域との交流等についても定めるものであります。

第59条の18は、事故発生時の対応の規定であります。指定地域密着型通所介護の提供により発生した事故について、関係者への連絡、対応措置の実施について定めるとともに、事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録の整備等を定めるものであります。

第59条の19は、記録の整備の規定であります。事業者は、従業者、設備、会計等に関する諸記録を整備しておくとともに、指定地域密着型通所介護の提供に関する記録を整備し、5年間保存しなければならないことを定めるものであります。

第59条の20は準用の規定であります。指定地域密着型通所介護の基準として、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基準に関する規定等を準用することを定めるものであります。また、そのための所要の読替えに関す

る規定も定めております。

第5節は、指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準であります。

第1款は、この節の趣旨及び基本方針を定めるものであります。

第59条の21は、この節の趣旨の規定で、指定療養通所介護の事業の基本方針、人員、設備、運営に関する基準の制定について定めております。

第59条の22は、基本方針の規定であります。指定療養通所介護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び訓練を行い、利用者の社会的孤立感の解消や心身の機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものでなければならないことを定めるものであります。また、主治医や訪問看護事業者との連携についても定めるものであります。

第2款は、人員に関する基準であります。

第59条の23は、従業者の員数の規定であります。指定療養通所介護事業所に置くべき看護職員または介護職員の員数は、利用者の数1.5に対して1以上確保されていること等を定めるものであります。

第59条の24は、管理者に関する規定であります。指定療養通所介護事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならないことを定めるものであります。なお、管理者は、看護師の資格を有し、必要な知識及び技能を有する者と定めております。

第3款は、設備に関する基準であります。

第59条の25は、利用定員に関する規定であります。指定療養通所介護事業所の利用定員を9人以下とすることを定めるものであります。

第59条の26は、設備及び備品等に関する規定であります。専用の部屋の面積は1人当たり6.4平方メートル以上とするほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備等を備えることを定めております。

第4款は、運営に関する基準であります。

第59条の27は、内容及び手続の説明及び同意の規定であります。事業者は、指定療養通所介護の利用申込者等に対して、あらかじめ運営規程、緊急時等の対応策、緊急時対応医療機関との連絡体制等重要事項について文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得なければならないことを定めるものであります。

第59条の28は、心身の状況等の把握の規定であります。事業者は、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、環境、他の保健医療サービス等の利用状況等の把握に努めなければならないことを定めるとともに、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治医等との密接な連携を図らなければならないことを定めるものであります。

第59条の29は、指定居宅介護支援事業者等との連携の規定であります。事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たって、指定居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス等を提供する者との密接な連携に努めなければならないこと等を定めるものであります。

第59条の30は、指定療養通所介護の具体的取扱方針の規定であります。指定療養通所介護の提供に当たっては療養通所介護計画に基づくこと、サービスの提供方法等について利用者等に理解しやすいように説明を行うこと、主治医との情報共有を図ること等を定めるものであります。

第59条の31は、療養通所介護計画の作成の規定であります。管理者は、利用者の心身の状況、環境等を踏まえて、機能訓練等の目標、具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない

こと等を定めるものであります。

第59条の32は、緊急時等の対応の規定であります。事業者は、利用者の病状の急変等に備え、主治医とともにその対応策について検討し、緊急時等の対応策についてあらかじめ定めておかなければならないこと等を定めるものであります。

第59条の33は、管理者の責務の規定であります。管理者は、当該事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うことを定めるものであります。また、適切なサービスの提供のための主治医等との密接な連携や従業者に対する必要な指揮命令を行うことを定めるものであります。

第59条の34は、運営規程の規定であります。事業所ごとに事業の運営についての重要事項に関する規程を定めるよう事業者には義務づけるとともに、規程に定めるべき事項として、営業日や指定療養通所介護の内容、利用料等9項目を定めるものであります。

第59条の35は、緊急時対応医療機関の規定であります。利用者の病状の急変等に備えるため、事業者は、あらかじめ緊急時対応医療機関を定めておくことを義務づけるものであります。また、緊急時対応医療機関の所在場所の要件や緊急時における円滑な協力のための取り決めについても定めるものであります。

第59条の36は、安全・サービス提供管理委員会の設置の規定であります。事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療または福祉の分野を専門とする者等によって構成される安全・サービス提供管理委員会を設置しなければならないと定めるものであります。また、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集と、当該データ等を踏まえた安全かつ適切なサービスの提供に関する方策の検討を行い、必要に応じて対策を講じなければならないことを定めるものであります。

第59条の37は、記録の整備に関する規定であります。事業者は、従業者、設備、会計等に関する諸記録を整備しておくとともに、指定療養通所介護の提供に関する記録を整備し、5年間保存しなければならないことを定めるものであります。

第59条の38は、準用の規定であります。指定療養通所介護については、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「地域密着型通所介護」等の基準に関する規定を準用することを定めるものであります。また、そのための所要の読替えに関する規定も定めるものであります。

ここまでの、新たに加えた第3章の2の規定の内容であります。

第60条以下の改正は、第3章の2において定めた規定の内容と共通するものについては準用規定により対応する等、規定の合理化を図るための改正を行うものであります。

第60条の改正は、第3章の2の追加により、略称規定の整理をするものであります。

第65条の改正は、介護保険法の一部改正に伴う引用条項の整理であります。

第67条及び第68条の改正、第69条の改正、第72条の改正、第73条の改正、第74条から第78条までの改正、第78条の2を削る改正、第79条の改正は、新規に追加した第3章の2において定めた規定と共通する内容を第80条において準用する方式に変更したことから、不要となる規定の削除や用語の整理を行い、またこれに伴う定義規定の整備等を行ったものであります。

第80条の改正は、第3章の2において定めた規定と共通する内容を準用するための改正であります。また、準用する場合に必要な読替えのための改正もしております。

第87条の改正は、介護保険法の一部改正に伴う引用条項の整理であります。

第105条の改正、第107条の改正及び第108条の改正は、第3章の2の規定を準用するための改正であります。

第109条の改正は、介護保険法の一部改正に伴う引用条項の整理であります。

第127条の改正及び第128条の改正は、第3章の2の規定を準用するための改正であります。

第129条は、介護保険法の一部改正に伴う引用条項の整理であります。

第148条の改正及び第149条の改正は、第3章の2の規定を準用するための改正であります。

第150条の改正は、介護保険法の一部改正に伴う引用条項の整理であります。

第151条の改正は、第3章の2において地域密着型通所介護の規定を追加したことに伴い、その事業所としての指定地域密着型通所介護事業所を追加するものであります。

次に、第176条の改正、第177条の改正、第189条の改正、第201条の改正、第202条の改正は、いずれも第3章の2の規定を準用するための改正であります。

最後に、附則についてであります。

附則第1項は、この条例の施行日を平成28年4月1日と定めるものであります。

附則第2項は、介護保険法の一部改正の経過措置により、平成29年3月31日までは、同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業の実施が猶予されていることから、所要の読替え及び適用除外について定めるものであります。

附則第3項は、所定の手続を経て、この条例の施行日にサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始しようとする者に適用する施設に関する基準の緩和規定であります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

ここで午後1時30分まで休憩します。

午後 0時 5分 休憩

午後 1時30分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○2番（尾崎利一君） 何点か伺います。

まず、小規模な通所介護事業が地域密着型サービスに位置づけられて、市が指定や指導を行うことになったということから、人員や設備、運営等の基準を条例に定めるということですが、これは条例に定められる前に省令等で定められていたものを条例化するということだと思いますが、その点で変更事項等があれば1つ伺います。

それから、市が指定及び指導を行うということになれば市の事務量がふえることになるとと思いますが、その点どの程度事務量がふえると想定されるのか。その場合に、やはり量によっては財政措置等も国や東京都からあつてしかるべきだと思いますが、そのような財政措置があるのかどうか。もしないようであれば、これは当然求めるべきだと思いますが、これらの点について伺います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 3点御質問いただきました。

1点目の条例で定めた関係と厚労省令の関係でございますけれども、厚労省令の内容をそのまま市の条例にしたということでございます。

それから、事務量がございますけれども、今回小規模の事業所は12事業所該当がございますので、指定についてはみなし指定ということで当初の指定はございませんけれども、変更ですとかあるいは更新といったような場合には一定の事務量が発生するというふうに考えてございます。

私のほうからは以上でございます。

○福祉部長（吉沢寿子君） 3点目の御質問でございますが、財政措置の関係につきましては、都道府県から市町村に今回のこの権限が移譲されるということで、市町村の負担軽減を図るということで、市長会のほうで東京都に対して予算要望の中でも適切な財政措置等を講じてほしいというようなことで要望をさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 今12事業所が該当するということだったんですが、事業所への何か影響のようなものがあるかどうか教えてください。そのまま今までのが条例になっただけということなのか、それとも事業所に何か影響などがあるのかを教えてください。

それから、事業者への説明会などはどのように行われたか教えてください。

○福祉部参事（尾崎淑人君） まず事業所への影響でございますけれども、指定につきましては先ほど申し上げたようにみなし指定でございますので、当初そのまま指定が生きるということでございますので、特段影響はないというふうに考えてございます。更新についても従来どおり、今度は市が更新の手続をするということですから、これも実質的な影響はないというふうに考えてございます。

事業者への説明でございますけれども、担当のほうで個別に事業所を回りまして説明をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第17号議案 東大和市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第26 第18号議案 東大和市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第26 第18号議案 東大和市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第18号議案 東大和市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

介護保険法の指定地域密着型介護予防サービスの事業につきましては、平成25年4月から市の条例で定める事業運営等の基準に基づいて運用してまいりました。

このたび、介護保険法の一部改正により、平成28年4月から、指定介護予防認知症対応型通所介護につきまして条例の基準となる厚生労働省令において一部改正が行われましたことから、これに適合するように本条例の一部改正を御提案申し上げるものでございます。

内容につきまして御説明申し上げます。

第9条は、利用定員の規定であります。介護保険法の一部改正に伴う引用条項の整理であります。

第39条は、地域との連携等の規定であります。事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者等、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を設置してその活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議からの要望、助言等を聞く機会を設けなければならないこと等を定めるものであります。

第40条は、記録の整備の規定であります。先ほど御説明いたしました運営推進会議に対する報告や運営推進会議からの要望、助言等について、記録の整備と5年間の保存を義務づける改正を行うものであります。

第62条は、地域との連携等の規定であります。第39条の規定を準用する方式とするために規定を削除するものであります。

第64条は、記録の整備の規定、第65条は準用の規定であります。これらの2カ条の改正は、介護予防認知症対応型通所介護における地域との連携等を定めた第39条の規定を介護予防小規模多機能型居宅介護の基準として準用するために行う改正であります。

第85条は、記録の整備の規定、第86条は、準用の規定であります。これらの2カ条の規定の改正は、先ほどの第64条及び第65条と同様に、第39条の規定を介護予防認知症対応型共同生活介護の基準として準用するために行う改正であります。

最後に、附則であります。

附則第1項は、本条例の施行日を平成28年4月1日とするものであります。

附則第2項は、所定の手続を経て、この条例の施行の日にサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介

護事業所における事業を開始しようとする者に適用する、施設に関する基準の緩和規定であります。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第18号議案 東大和市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第27 第19号議案 東大和市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第27 第19号議案 東大和市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第19号議案 東大和市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、介護保険法施行規則が一部改正され、平成28年度から主任介護支援専門員更新研修が新たに創設されることに伴い、主任介護支援専門員の資格要件の規定を整備するために本条例の一部改正を御提案するものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

第3条第1項は、人員に関する基準の規定であります。第1項第3号の主任介護支援専門員について、5年を超えない期間ごとに新たに創設された主任介護支援専門員更新研修を修了する要件を追加するために改正するものであります。

附則であります。附則第1項は、条例の施行日を平成28年4月1日とするものであります。

附則第2項は、主任介護支援専門員更新研修に係る要件の経過措置の規定であります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第19号議案 東大和市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第28 第20号議案 東大和市下水道条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第28 第20号議案 東大和市下水道条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第20号議案 東大和市下水道条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、下水道事業の経営の健全化を図るとともに、使用者の使用の態様に応じた負担の適正化を図るため、下水道使用料の料率等の改定を行うものであります。

また、使用料の減免について、使用料を免除する対象者を追加するとともに、現在汚水の基本排出量相当の使用料が免除されている方への措置として、今後3年間、従前の基本排出量までに相当する使用料の免除を継続させる改正を御提案するものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

本条例の改正は段階的に施行させる必要があることから、2カ条に分けて改正を行っております。

まず、第1条による改正であります。

第25条は、使用料の減免に係る規定であります。

第2項は、基本排出量である10立方メートルに相当する使用料を免除する規定であります。今回、基本排出量を10立方メートルから8立方メートルに改正することから、免除対象者への負担軽減措置として、引き続き10立方メートルまでに相当する使用料を免除するための改正を行うものであります。

また、同項に第5号として、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者を追加し、使用料の免除対象となることを明確にするものであります。

次に、月当たりの下水道使用料を定める別表第6の改正についてであります。

基本排出量を現行の10立方メートルから8立方メートルに改正いたします。その上で、排出量区分のうち、現行20立方メートルを超え50立方メートル以下の区分を2分割し、排出量区分を現行の8区分から9区分にするるとともに、平均改定率を30%とする料率の改定を行うものであります。

一般汚水の料率につきましては、月当たりの排出量が8立方メートル以下の分は一律610円とし、8立方メートルを超える分は排出量ごとに区分して1立方メートル当たりの料率を定めるものであります。

各区分の料率は、8立方メートルを超え20立方メートル以下の分は102円、20立方メートルを超え30立方メートル以下の分は160円、30立方メートルを超え50立方メートル以下の分は190円、50立方メートルを超え100立方メートル以下の分は230円、100立方メートルを超え200立方メートル以下の分は270円、200立方メートルを超え500立方メートル以下の分は330円、500立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分は370円、1,000立方メートルを超える分は410円とするものであります。

浴場汚水の料率につきましては、排出量1立方メートルにつき24円とするものであります。

また、備考における文言整理を行うものであります。

次に、第2条による改正であります。

第25条第2項の改正は、第1条において改正いたしました使用料を免除する汚水排出量について、今回改正する基本排出量であります8立方メートルとするものであります。

最後に、附則であります。

附則第1項は、本条例の施行日を平成28年7月1日とするものであります。

ただし、第1条における条例第25条第2項の免除対象者を追加する規定の施行日は公布の日とし、第2条の規定の施行日は、本条例の施行の日から3年後である平成31年7月1日とするものであります。

附則第2項は、改正後の別表第6の規定の適用に関する経過措置の規定で、本条例の施行日である平成28年7月1日以後の汚水の排出に係る使用料に適用することを定めるものであります。

また、附則第3項は、附則第2項を適用する場合における条例の施行日前後のそれぞれの使用料の額の算定に関する規定で、計算の必要上、日々の排出量を均等とみなすことを定めるものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、建設環境委員会に審査を付託いたします。

日程第29 第27号議案 市道路線の一部廃止について

日程第30 第28号議案 市道路線の認定について

○議長（関田正民君） 日程第29 第27号議案 市道路線の一部廃止について、日程第30 第28号議案 市道路線の認定について、以上2議案を一括議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま一括議題となりました第27号議案 市道路線の一部廃止について及び第28号議案 市道路線の認定につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

市道路線の一部廃止につきましては道路法第10条第1項、また市道路線の認定につきましては同法第8条第1項の規定に基づくものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

この2議案は、都市計画道路3・5・20号線の第2工区工事完成に伴い新たに道路築造した部分を、既に供用開始している路線とあわせて幹線道路に位置づけるため、重複する既存路線を一部廃止し、芋窪街道以西について新たに道路の認定を行うものであります。

初めに、第27号議案 市道路線の一部廃止についてであります。一部廃止を予定しております路線は市道第547号線で、起点地番に変更はありませんが、終点を芋窪6丁目1413番1先から芋窪6丁目1315番先へ変更するものであります。このことによりまして、幅員が3.64から17.25メートルから、3.64から6.81メートルに、延長が1,477.39メートルから1,086.19メートルになるものであります。

続きまして、第28号議案 市道路線の認定についてであります。認定を予定しております路線は市道第14号線で、起点は芋窪3丁目1568番18先、終点は芋窪6丁目1389番9先で、幅員は16.00から23.93メートル、延長は533.86メートルであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上2議案は会議規則第36条第1項の規定により、建設環境委員会に審査を付託いたします。

日程第31 第29号議案 市道路線の一部廃止について

○議長（関田正民君） 日程第31 第29号議案 市道路線の一部廃止について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第29号議案 市道路線の一部廃止につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、市道の隣接土地所有者から市道の一部廃止及び廃道敷の払下げ申請書が提出され、存置する必要がないと認められることから、道路法第10条第1項の規定に基づき、市道路線の一部を廃止するものであります。

一部廃止する路線は市道第1541号線で、起点が上北台3丁目869番5先、終点が上北台3丁目870番1先、幅員は1.82メートルで、延長は27.92メートルであります。一部廃止する区間は道路終点部分の0.43メートルであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、建設環境委員会に審査を付託いたします。

日程第32 第30号議案 市道路線の廃止について

○議長（関田正民君） 日程第32 第30号議案 市道路線の廃止について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第30号議案 市道路線の廃止につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、市道の隣接土地所有者2人から市道の廃止及び廃道敷の払下げ申請書が提出され、存置する必要がないと認められることから、道路法第10条第1項の規定に基づき、市道路線を廃止するものであります。

廃止する路線は市道第1583号線で、起点が芋窪6丁目1340番2先、終点が芋窪6丁目1341番1先、幅員は1.82メートルで、延長は26.58メートルであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、建設環境委員会に審査を付託いたします。

日程第33 第31号議案 昭和病院企業団規約の変更について

日程第34 第32号議案 昭和病院企業団脱退に伴う財産処分について

○議長（関田正民君） 日程第33 第31号議案 昭和病院企業団規約の変更について、日程第34 第32号議案 昭和病院企業団脱退に伴う財産処分について、以上2議案を一括議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま一括議題となりました第31号議案 昭和病院企業団規約の変更について並びに第32号議案 昭和病院企業団脱退に伴う財産処分につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

昭和病院企業団の構成市であります武蔵村山市が平成29年3月31日をもちまして脱退いたします。このことに伴いまして、企業団規約の変更並びに財産処分を行う必要が生じました。

構成市の脱退に伴う企業団規約の変更につきましては地方自治法第286条の2第2項及び第290条の規定により、また財産処分につきましては地方自治法第289条及び第290条の規定により、それぞれ関係地方公共団体の議会の議決を経る必要がありますことから、御提案申し上げます。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

初めに、第31号議案 昭和病院企業団規約の変更についてであります。

第2条は、企業団の構成団体の規定であります。武蔵村山市を削るものであります。

第6条第2項は、企業団議会の議員定数の規定であります。16人から14人に改めるものであります。

附則につきましては、施行日を平成29年4月1日とするものであります。

次に、第32号議案 昭和病院企業団脱退に伴う財産処分についてであります。

武蔵村山市が昭和病院企業団から脱退することに伴う財産処分といたしまして、武蔵村山市が昭和病院企業団に対して負担する金額を2億7,805万2,000円とするものであります。

なお、平成28年度から5年間で支払われる予定となっております。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○22番（中野志乃夫君） 1点だけ伺います。

武蔵村山市が昭和病院企業団から脱退するに当たって、この2億7,800万円のお金は一括して支払う形になるのか、5年間の中の1年ごとに払うのかということと、基本的にこの額の根拠としてはどういう形になるのかを教えてください。

○福祉部長（吉沢寿子君） 2点御質問いただきました。

1点目のこの武蔵村山の支払う精算額でございますが、これにつきましては5年間、平成28年度から平成32年度までの5年間、分割で支払うということでございます。利息、いわゆる利率につきましては、昭和病院企業団の会計規定では根拠がないということでございますので、現在考えているところでは、公営企業債の利率を入れるというようなことで考えられているところでございます。

それから、2点目のこの20年間に規定したというようなことでございますけれども、対象期間の20年につきましては、今後のさまざまな地域包括ケアシステムを含めた地域医療などが変わっていくというようなことも踏まえて20年を想定して、武蔵村山市が払っていく分賦金というものを20年間、その部分とあと昭和病院企業団から武蔵村山市に財産処分する額、それを相殺して今回の額を決定したというものでございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第31号議案 昭和病院企業団規約の変更について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

採決いたします。

第32号議案 昭和病院企業団脱退に伴う財産処分について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第35 第33号議案 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

○議長（関田正民君） 日程第35 第33号議案 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第33号議案 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、東大和市が加入し、東大和市議会議員の公務上または通勤上の災害補償に関する事務を共同処理している東京都市町村議会議員公務災害補償等組合が、事務の効率化等のために組合議会議員の定数及び選挙の方法を変更することから規約を変更するものであります。

一部事務組合の規約の変更につきましては、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないことから御提案申し上げるものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

第5条の改正は、組合議会の議員定数について、これまで構成団体の長から5人、構成団体の議会議長から5人、合計10人を定数としておりましたが、構成団体の議会議長からの5人とするものであります。第6条第2項の改正もこのことに伴うものであります。

別表第2の改正は、組合議員の選挙区及び議員定数について、これまでの3選挙区から5選挙区に変更し、各選挙区の定数を1人とするものであります。

附則につきましては、本規約は東京都知事の許可のあった日から施行するものであります。

以上でございます。よろしく御願申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第33号議案 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第36 第34号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○議長（関田正民君） 日程第36 第34号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第34号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の規約変更は、平成28年度及び平成29年度の保険料の改定に伴い、関係区市町村の負担金により保険料の負担の軽減を図るために本規約の変更を御提案申し上げるものであります。

なお、負担金による軽減は、平成26年度及び平成27年度においても実施しているものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

第2条及び第8条第4項の改正は、所要の字句の整理であります。

附則第5項から第7項までを削除し、附則第8項の文言を改め、同項を附則第5項とする改正は、平成28年度分及び平成29年度分の関係区市町村の負担金の額について、平成26年度分及び平成27年度分と同様に審査支払手数料相当額、財政安定化基金拠出金相当額、保険料未収金補てん分相当額、保険料所得割額減額分相当額及び葬祭費相当額のそれぞれ全額を関係区市町村の一般会計から負担を求める経費とするものであります。

附則であります。施行期日を平成28年4月1日とし、経過措置として、変更後の規約附則第5項の規定は、平成28年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金について適用し、平成27年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例によるものとなります。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第34号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第37 第35号議案 東大和市役所本庁舎及び現業棟耐震補強等工事請負変更契約について

○議長（関田正民君） 日程第37 第35号議案 東大和市役所本庁舎及び現業棟耐震補強等工事請負変更契約について、本案を議題に供します。
提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第35号議案 東大和市役所本庁舎及び現業棟耐震補強等工事請負変更契約につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案につきましては、平成27年第2回定例会において議決をいただきました東大和市役所本庁舎及び現業棟耐震補強等工事請負契約について変更を要することになりましたので御提案申し上げるものであります。

変更の理由であります。市役所本庁舎の耐震補強工事において事務棟と議場棟接続部に新たな改修等が必要となりましたことから、契約金額の増額と工期延長を行うものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

お手元に配付させていただきました第35号議案資料もあわせて御参照いただきたいと思います。

初めに、件名は、東大和市役所本庁舎及び現業棟耐震補強等工事請負変更契約についてであります。

1の契約の目的は、東大和市役所本庁舎及び現業棟耐震補強等工事変更であります。

2の契約の方法は、随意契約であります。

3の契約の金額は、3,013万2,000円の増額であります。なお、契約金額の中には、消費税及び地方消費税相当分の223万2,000円が含まれております。

4の契約の相手方は、所在地、東京都三鷹市下連雀3丁目27番13号正栄ビル、名称、村本建設株式会社西東京営業所、代表者、所長藤本佳史であります。

これによりまして、本工事の契約金額は現契約の6億7,467万6,000円が、変更後は7億480万8,000円となるものであります。

続きまして、工事概要について申し上げます。

資料の2ページ、工事概要をごらんいただきたいと思います。

変更設計につきまして御説明申し上げます。

耐震補強工事（本庁舎）であります。市役所本庁舎の耐震補強工事において、事務棟と議場棟接続部の耐震性を確保するために、事務棟・議場棟接続部の床受け鉄骨支持部分の改修を18カ所において実施するものがあります。

次に、主な改修工事（本庁舎）であります。外壁タイル伸縮目地は612メートルの改修を実施するものがあります。

外壁タイル剥落防止工法は、モルタル下地・コンクリート下地兼用工法を、モルタル下地専用工法に変更するものがあります。

外壁タイル浮き・欠損部等補修数量は、当初設計時に調査可能な部分から算定した数量を、外部足場設置後の全面調査結果による数量に変更するものであります。

既存建具の修繕は、ドアストッパーや戸車の交換等を27カ所の建具について実施するものであります。

既存建具の排煙オペレーターの修繕は、ふぐあいのある14カ所の修繕を実施するものであります。

その他改修工事は、今後の庁舎管理を配慮した工事を実施するものであります。

次に、工期延長は、契約工期を15.5カ月に変更するもので、当初は平成28年6月30日までとしていたものを、平成28年9月30日までとし、3カ月間の工期延長を行うものであります。

なお、契約の相手方とは、去る2月12日付で仮契約を締結しております。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○15番（和地仁美君） 説明ありがとうございます。

本庁舎の耐震工事は必要不可欠な取り組みだと思っておりますので、しっかりと工事していただくことは重要だと思っておりますが、この資料の2ページの工事概要のところ、今回変更かかっている内容ですね、書いてあるんですが、それぞれの金額を教えてくださいませんか。

○建築課長（中橋 健君） それでは、それぞれの金額を申し上げます。

これはまず、これから申し上げますのは、契約額を一体で工事して契約しておりますが、その案分してそれぞれ出した額ということで申し上げます。

まず1番の、上に書いてあります耐震補強工事、こちらにつきましては改修分のところが810万円、続きまして、主な改修の外壁のタイル、伸縮目地の改修でございますが、612メートルと書いてあるところでございますが、こちらのほうが517万円、続きまして、外壁タイル、剥落防止工法、こちらを変更したところでございますが、こちらにつきましては金額が下がっておりましてマイナス536万円、続きまして、タイルの浮き・欠損部等の補修につきましては332万円、続きまして、既存建具の修繕、27カ所と書いてあるところでございますが、こちらが78万円、続きまして、既存建具の排煙オペレーターの修繕14カ所、こちらのほうが257万円、そのほか改修工事でございますが、こちらのほうはトータルで866万円でございます。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） ありがとうございます。

最後のその他改修工事一式については、今後のことも考えて、例えばそれはどういったことを想定してのこ

の866万円になるのでしょうか。その詳細を教えていただければと思います。

○建築課長（中橋 健君） 資料2ページのそのほかの改修工事につきまして申し上げます。

内容といたしましては、いずれも庁舎管理していく中で、維持管理していく中で、今後適正に維持管理していくということで計上したものでございますが、一つに地下の揚水ポンプの更新、次に、入り口ホール天井裏の歩廊を設置、こちらは事務棟と議会棟の連絡通路の天井裏に点検用の歩廊を設置していくということでございます。

続きまして、中庭のインターロッキングの変更、こちらにつきましては長期の保全に耐え得るよう耐久性のあるインターロッキングに変更してまいります。

続きまして、エントランス屋根の防水修繕、こちらにつきましては北側入り口、また南側入り口ありますけど、そこの外のエントランス部分の屋根が雨漏りが生じていることから防水をしていくという内容でございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第35号議案 東大和市役所本庁舎及び現業棟耐震補強等工事請負変更契約について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第38 第21号議案 平成27年度東大和市一般会計補正予算（第6号）

○議長（関田正民君） 日程第38 第21号議案 平成27年度東大和市一般会計補正予算（第6号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第21号議案 平成27年度東大和市一般会計補正予算（第6

号)につままして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成27年度の予算執行も3月末をもって終了となりますが、障害者の自立支援医療・補装具給付事業費や保育単価の改定等に伴う民間保育園運営委託・補助事業費に係る歳入歳出予算の増額が必要となったこと、また年度末に向けて予算の執行状況等を精査いたしましたところ、各事業費の歳入歳出予算に増減が見込まれ、都市計画道路3・5・20号線用地買収事業に係る物件補償におきましては繰越明許費の定めが必要となり、学校給食センター新築工事につきましては債務負担行為の補正が必要となったこと、さらには、職員の給与改定等に伴う各科目における職員人件費や各特別会計の補正予算に伴う繰出金の増減額が生じたことにより予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

1ページをお開きいただきたいと思います。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億3,484万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ319億5,821万円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条は、繰越明許費の定めであります。

第3条は、債務負担行為の補正の変更であります。

第4条は、地方債の補正で変更であります。

次に、2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」であります。

ここでは、各款における主な補正項目の御説明とさせていただきます。

1の歳入であります。

第2款の地方譲与税は804万1,000円の増額で、地方揮発油譲与税の減額及び自動車重量譲与税の増額であります。

第3款の利子割交付金は1,137万9,000円の増額で、東京都からの決算見込み通知に基づき増額するものであります。

第4款の配当割交付金は2,194万2,000円の減額で、東京都からの決算見込み通知に基づき減額するものであります。

また、第5款の株式等譲渡所得割交付金から第7款の自動車取得税交付金までにつきましても、同様の理由によりそれぞれ増額するものであります。

第9款の地方交付税は1,380万7,000円の増額で、国の補正予算の成立に伴いまして普通交付税を増額するものであります。

第13款の国庫支出金は1億1,500万円の増額で、保険基盤安定負担金及び民間保育園・認定こども園施設型給付費負担金の増額等であります。

第14款の都支出金は4,420万3,000円の減額で、認知症高齢者グループホーム緊急整備支援事業補助金の減額等であります。

第16款の寄附金は10万3,000円の増額で、一般寄附金及び民生費寄附金の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

第17款の繰入金金は2億2,728万7,000円の減額で、財政調整基金及び施設整備等基金取り崩しの減額であります。

第19款の諸収入は76万円の増額で、都営バスの公共負担清算金等の計上であります。

第20款の市債は3億4,340万円の減額で、起債対象事業費の減に伴う学校給食センター新築事業債等の減額であります。

4ページをごらんいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の議会費は72万円の増額で、職員人件費の増額であります。

第2款の総務費は485万4,000円の増額で、庁舎管理費の減額や情報システム管理・運営事業費の増額等によるものであります。

第3款の民生費は3,618万4,000円の減額で、国民健康保険事業特別会計繰出金等の増額や（仮称）総合福祉センター施設整備事業費等の減額によるものであります。

第4款の衛生費は298万8,000円の増額で、母子保健及び成人保健事業費等の増額であります。

第6款の農林業費は25万円の増額で、職員人件費の増額であります。

第7款の商工費は50万円の増額で、職員人件費の増額であります。

5ページをお開きいただきたいと存じます。

第8款の土木費は7,705万3,000円の減額で、下水道事業特別会計繰出金等の増額や、都市計画道路3・5・20号線用地買収事業費等の減額によるものであります。

第10款の教育費は3億3,096万8,000円の減額で、学校給食施設建設事業費の減額等であります。

第12款の諸支出金は4万9,000円の増額で、基金積立金の原資分の増額であります。

次に、6ページをごらんいただきたいと存じます。

「第2表 繰越明許費」であります。

対象事業につきましては、都市計画道路3・5・20号線用地買収事業に係る物件補償2,485万9,000円であります。

7ページをお開きいただきたいと存じます。

「第3表 債務負担行為補正」で、1の変更であります。

学校給食センター新築工事におきまして、平成27年度に予定した工事内容の一部が平成28年度の施行となりますことから、限度額を変更するものであります。

8ページをごらんいただきたいと存じます。

「第4表 地方債補正」であります。

1の変更であります。起債対象事業費の減額等に伴い、限度額をそれぞれ変更するものであります。

以上であります。事項別明細書につきましては企画財政部長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時26分 休憩

午後 2時36分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画財政部長（並木俊則君） これより事項別明細書の説明を申し上げます。

11ページをお開きください。

歳入の説明を申し上げます。

2款地方譲与税は804万1,000円の増額であります。

1項1目1節地方揮発油譲与税は236万円の減額であります。東京都からの決算見込み通知によるものです。

2項1目1節自動車重量譲与税は1,040万1,000円の増額であります。東京都からの決算見込み通知によるものです。

13ページをお開きください。

3款1項1目1節利子割交付金は1,137万9,000円の増額であります。東京都からの決算見込み通知によるものです。

15ページをお開きください。

4款1項1目1節配当割交付金は2,194万2,000円の減額であります。東京都からの決算見込み通知によるものです。

17ページをお開きください。

5款1項1目1節株式等譲渡所得割交付金は175万9,000円の増額であります。東京都からの決算見込み通知によるものです。

19ページをお開きください。

6款1項1目1節地方消費税交付金は3,976万円の増額であります。東京都からの決算見込み通知によるものです。

21ページをお開きください。

7款1項1目1節自動車取得税交付金は1,137万9,000円の増額であります。東京都からの決算見込み通知によるものです。

23ページをお開きください。

9款1項1目1節地方交付税は1,380万7,000円の増額であります。国の補正予算の成立に伴い調整額が復活されたことによります普通交付税の増額であります。

25ページをお開きください。

13款国庫支出金は1億1,500万円の増額であります。

1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は1億3,252万8,000円の増額であります。

1節社会福祉費負担金は4,001万6,000円の増額であります。保険基盤安定負担金（国民健康保険分）は3,517万4,000円の増額であります。交付額の確定によるものです。障害者自立支援医療給付費負担金は93万1,000円の増額であります。自立支援医療給付費の増に伴うものです。障害者自立支援補装具費負担金は391万1,000円の増額であります。自立支援補装具費の増に伴うものです。

2節児童福祉費負担金は9,251万2,000円の増額であります。民間保育園・認定こども園施設型給付費負担金は9,251万2,000円の増額であります。保育単価等の増に伴うものです。

2項国庫補助金は1,752万8,000円の減額であります。

1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金は2,101万3,000円の増額であります。地方公共団体情報セ

セキュリティ強化対策費補助金は251万2,000円の計上ではありますが、情報セキュリティ強化対策関連備品購入費等に係るものであります。個人番号カード交付事業費補助金は1,417万9,000円の増額ではありますが、地方公共団体情報システム機構への交付金に係るものであります。個人番号カード交付事務費補助金は432万2,000円の増額ではありますが、個人番号カードの交付関係事務に係るものであります。

2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金は923万6,000円の増額であります。地域子ども・子育て支援事業交付金は923万6,000円の増額ではありますが、学童クラブ運営費補助金との予算組み替え等によるものであります。

5目土木費国庫補助金は4,777万7,000円の減額であります。

2節都市計画費補助金は3,223万円の減額であります。社会資本整備総合交付金は3,223万円の減額ではありますが、都市計画道路3・5・20号線用地買収事業費の減額に伴うものであります。

3節住宅費補助金は1,554万7,000円の減額であります。社会資本整備総合交付金は1,554万7,000円の減額ではありますが、住宅等耐震助成事業費の減額等に伴うものであります。

27ページをお開きください。

14款都支出金は4,420万3,000円の減額であります。

1項都負担金、1目民生費都負担金は7,805万2,000円の増額であります。

1節社会福祉費負担金は2,382万5,000円の増額であります。保険基盤安定負担金（国民健康保険分）は2,073万9,000円の増額、次の保険基盤安定負担金（後期高齢者医療分）は66万5,000円の増額ではありますが、いずれも交付額の確定によるものであります。障害者自立支援医療給付費負担金は46万5,000円の増額ではありますが、自立支援医療給付費の増に伴うものであります。障害者自立支援補装具費負担金は195万6,000円の増額ではありますが、自立支援補装具費の増に伴うものであります。

2節児童福祉費負担金は5,422万7,000円の増額であります。民間保育園・認定こども園施設型給付費負担金は5,422万7,000円の増額ではありますが、保育単価等の増に伴うものであります。

2項都補助金は1億2,225万5,000円の減額であります。

2目民生費都補助金は9,982万5,000円の減額であります。

1節社会福祉費補助金は6,129万4,000円の減額であります。認知症高齢者グループホーム緊急整備支援事業補助金は5,094万5,000円の減額、地域密着型サービス等重点整備事業費補助金は1,743万9,000円の減額、地域密着型サービス等整備助成事業補助金は320万円の計上ではありますが、いずれも歳出におけます地域密着型サービス事業所の施設整備費補助の補正に伴うものであります。次に、障害者施策推進包括補助事業補助金は389万円の増額ではありますが、地域生活支援事業費の増額に伴うものであります。

2節児童福祉費補助金は3,853万1,000円の減額であります。養育支援訪問事業補助金は58万6,000円の減額、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業補助金は15万5,000円の減額、一時預かり事業補助金は562万2,000円の減額、子育て短期支援事業補助金は7万5,000円の減額ではありますが、いずれも保育課の子ども・子育て支援交付金との組み替えによるものであります。

延長保育促進事業補助金は2,856万5,000円の減額ではありますが、補助制度の改正等に伴うものであります。病児・病後児保育事業補助金は1,441万2,000円の減額ではありますが、子ども・子育て支援交付金との組み替えによるものであります。子ども・子育て支援交付金は4,501万5,000円の計上ではありますが、子ども・子育てに関する新制度の施行に伴い創設されたものであります。幼稚園型一時預かり事業補助金は57万6,000円の計上

であります。子ども・子育てに関する新制度の施行に伴い創設されたものであります。

3目衛生費都補助金、1節保健衛生費補助金は54万7,000円の減額であります。乳児家庭全戸訪問事業補助金は54万7,000円の減額であります。保育課の子ども・子育て支援交付金との組み替えによるものであります。

29ページをお開きください。

6目土木費都補助金は2,188万3,000円の減額であります。

2節都市計画費補助金は1,282万5,000円の減額であります。都市計画道路3・5・20号線用地買収事業費補助金は1,282万5,000円の減額であります。対象事業費の減額に伴うものであります。

3節住宅費補助金は905万8,000円の減額であります。緊急輸送道路沿道建築物等耐震化促進事業補助金は905万8,000円の減額であります。対象事業費の減額に伴うものであります。

31ページをお開きください。

16款1項寄附金は10万3,000円の増額であります。

1目1節一般寄附金は5万4,000円の増額であります。説明は省略させていただきます。

3目1節民生費寄附金は4万9,000円の増額であります。長寿社会福祉基金へ積み立てるものであります。

33ページをお開きください。

17款繰入金、1項基金繰入金は2億2,728万7,000円の減額であります。

1目1節財政調整基金繰入金は728万7,000円の減額であります。一般会計補正予算（第6号）の財源調整として財政調整基金の取り崩しを減額するものであります。

3目1節施設整備等基金繰入金は2億2,000万円の減額であります。（仮称）総合福祉センター施設整備費等補助金の皆減と学校給食センター新築工事費の減額に伴い施設整備等基金取り崩しを減額するものであります。

35ページをお開きください。

19款諸収入、5項1目1節雑入は76万円の増額であります。都営バス公共負担清算金は21万2,000円の計上であります。緊急輸送道路沿道建築物等耐震化促進事業補助金（平成26年度繰越事業分）は54万8,000円の計上であります。平成26年度繰越事業となりました商工会館への耐震設計助成に係るものであります。

37ページをお開きください。

20款1項市債は3億4,340万円の減額であります。

1目総務債、1節総務管理債は1,230万円の減額であります。本庁舎耐震補強事業債は1,230万円の減額であります。起債対象事業費の減額に伴うものであります。

4目土木債、2節都市計画債は7,300万円の減額であります。都市計画道路3・5・20号線用地買収事業債は7,300万円の減額で皆減であります。起債対象事業費の減額に伴うものであります。

6目教育債、4節保健体育債は2億5,810万円の減額であります。学校給食センター新築事業債は2億5,810万円の減額であります。起債対象事業費の減額に伴うものであります。

以上のようにいたしまして、歳入の補正予算額は4億3,484万4,000円の減額で、補正後の予算額は319億5,821万円となるものであります。

39ページをお開きください。

これより歳出の説明を申し上げます。

1 款 1 項 1 目議会費、1 の職員人件費は72万円の増額であります。

職員人件費につきましては、この後各款に出てまいります、ここで一括して説明をさせていただきます、各款での説明は省略させていただきます。

今回の職員人件費の補正は、職員の給与改定等に伴います給与及び職員手当等の増減が主な内容であります。73ページをお開きください。

補正予算の給与費明細書でございます。

1、特別職におけます下段の比較欄であります、1 段目の長等の期末手当は20万円の増額で、支給率の変更に伴うものであります。

次のページになりますが、2、一般職の（1）総括であります、給与費のうち給料は580万円の減額、職員手当は2,164万円の増額、共済費は214万円の増額で、合計で1,798万円の増額であります。

75ページをお開きください。

（2）給料及び職員手当の増減額の明細であります、給料におけます580万円の減額は、給与改定に伴う増分94万3,000円と、職員の異動等による減分674万3,000円によるものであります。また、職員手当は2,164万円の増額で、地域手当の支給率変更に伴う増分847万円と、給与改定に伴う増分2,000万1,000円及び職員の異動等による減分683万1,000円によるものであります。

職員人件費の説明は以上でございます。

41ページにお戻り願います。

2 款総務費は485万4,000円の増額であります。

1 項総務管理費は1,320万5,000円の減額であります。

1 目一般管理費、1 の職員人件費は355万円の減額であります。

6 目財産管理費、1 の庁舎管理費は1,840万6,000円の減額であります、本庁舎及び現業棟耐震補強等工事費等の減額であります。

10 目電算管理費、1 の情報システム管理・運営事業費は502万5,000円の増額であります、情報セキュリティ対策の強化に係る備品購入費の計上等であります。

43ページをお開きください。

13 目市民センター費は173万6,000円の増額であります。

2 の奈良橋市民センター管理費は22万2,000円の増額であります、施設修繕料の増額であります。

5 の上北台市民センター管理費は26万6,000円の増額であります、施設修繕料の増額及びインターホン設置工事費の計上であります。

8 の桜が丘市民センター管理費54万9,000円の増額、13の清原市民センター管理費の69万9,000円の増額、いずれも施設修繕料の増額であります。

15 目諸費は199万円の増額であります。

2 の福祉関係返還金は199万円の増額であります、説明は省略させていただきます。

2 項徴税费、1 目税務総務費、1 の職員人件費は、205万円の増額であります。

45ページをお開きください。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費は1,540万9,000円の増額であります。

1 の職員人件費は123万円の増額であります。

4の個人番号カード交付関係事務費は1,417万9,000円の増額であります。地方公共団体情報システム機構交付金の増額であります。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費、1の職員人件費は26万円の増額であります。

5項統計調査費、1目統計調査総務費、1の職員人件費は15万円の増額であります。

6項1目監査委員費、1の職員人件費は19万円の増額であります。

47ページをお開きください。

3款民生費は3,618万4,000円の減額であります。

1項社会福祉費は1億5,288万6,000円の減額であります。

1目社会福祉総務費は7,826万6,000円の増額であります。

1の職員人件費は240万円の増額であります。

2の国民健康保険事業特別会計繰出金は8,692万6,000円の増額、4の介護保険事業特別会計繰出金は98万5,000円の増額、5の後期高齢者医療特別会計繰出金は1,204万5,000円の減額であります。今回の特別会計の補正予算に伴うものであります。

49ページをお開きください。

2目社会福祉施設費、5の(仮称)総合福祉センター施設整備事業費は1億5,000万円の減額であります。平成28年度予算との組み替えを行うため、(仮称)総合福祉センター施設整備費等補助金を皆減するものであります。

3目老人福祉費、10の介護サービス事業者支援等事業費は7,099万7,000円の減額であります。平成28年度予算との組み替えを行うため、地域密着型サービス事業所施設整備費補助金を減額するものであります。

4目障害者福祉費は1,015万5,000円の減額であります。

6の自立支援医療・補装具給付事業費は968万5,000円の増額であります。自立支援医療給付費及び補装具費の増額であります。

7の地域生活支援事業費は686万円の増額であります。住宅改修に係る給付費等の増額であります。

20のみのり福祉園運営費は2,670万円の減額であります。平成28年度予算との組み替えを行うため、みのり福祉園の業務引継ぎ委託料を減額するものであります。

51ページをお開きください。

2項児童福祉費は1億1,527万2,000円の増額であります。

1目児童福祉総務費、1の職員人件費は225万円の増額であります。

2目児童措置費は1億960万9,000円の増額であります。

2の民間保育園運営委託・補助事業費は9,588万3,000円の増額であります。保育単価の改定等に伴う運営費委託料の増額であります。

6の認定こども園事業費は1,372万6,000円の増額であります。補助単価の改定等に伴う認定こども園給付費補助金の増額であります。

3目市立保育園費は179万3,000円の増額であります。

1の職員人件費は142万円の増額であります。

53ページをお開きください。

2の狭山保育園運営費は37万3,000円の増額であります。施設修繕料の増額及び給食配膳台購入費等の計

上であります。

4 目子育て支援費、1 の子ども家庭支援センター運営費は5万8,000円の増額であります、臨時職員賃金の増額であります。

7 目学童保育所費、1 の学童保育所運営費は46万8,000円の増額であります、臨時指導員賃金の増額であります。

8 目心身障害児通所施設費は109万4,000円の増額であります。

1 の職員人件費は77万円の増額であります。

2 のやまとあけぼの学園運営費は32万4,000円の増額であります、施設修繕料の増額であります。

55ページをお開きください。

3 項生活保護費、1 目生活保護総務費、1 の職員人件費は125万円の増額であります。

4 項1 目国民年金費、1 の職人件費は18万円の増額であります。

57ページをお開きください。

4 款衛生費は298万8,000円の増額であります。

1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費は223万8,000円の増額であります。

1 の職員人件費は30万円の増額であります。

3 の母子保健事業費は67万6,000円の増額であります、妊婦健康診査費助成金の増額であります。

4 の成人保健事業費は126万2,000円の増額であります、肝炎ウイルス検診委託料の増額であります。

2 項清掃費、1 目清掃総務費、1 の職員人件費は75万円の増額であります。

59ページをお開きください。

6 款農林業費、1 項農業費、2 目農業総務費、1 の職員人件費は25万円の増額であります。

61ページをお開きください。

7 款1 項商工費、1 目商工総務費、1 の職員人件費は50万円の増額であります。

63ページをお開きください。

8 款土木費は7,705万3,000円の減額であります。

1 項土木管理費、1 目土木総務費、1 の職員人件費は250万円の増額であります。

3 項都市計画費は5,540万9,000円の減額であります。

1 目都市計画総務費は1,400万9,000円の増額であります。

1 の職員人件費は122万円の増額であります。

6 のコミュニティバス運行事業費は1,278万9,000円の増額であります、コミュニティバス運行事業補助金の増額であります。

2 目下水道費、1 の下水道事業特別会計繰出金は5,672万3,000円の増額であります、今回の特別会計の補正予算に伴うものであります。

65ページをお開きください。

4 目街路事業費、1 の都市計画道路3・5・20号線用地買収事業費は1億2,463万9,000円の減額であります、用地買収費等の減額であります。

5 目土地区画整理費、1 の土地区画整理事業特別会計繰出金は150万2,000円の減額であります、今回の特別会計の補正予算に伴うものであります。

4項住宅費、1目住宅管理費、11の住宅等耐震助成事業費は2,414万4,000円の減額であります、特定緊急輸送道路沿道建築物等耐震改修助成金等の減額であります。

67ページをお開きください。

10款教育費は3億3,096万8,000円の減額であります。

1項教育総務費は157万8,000円の増額であります。

2目事務局費、1の職員人件費は145万円の増額であります。

3目教育指導費は12万8,000円の増額であります。

1の就学相談事業費は4万8,000円の増額であります、就学支援委員会の委員報償の増額であります。

11の教育指導管理事務費は8万円の増額であります、学習支援員賃金の増額であります。

4項社会教育費は76万6,000円の増額であります。

1目社会教育総務費、1の職員人件費は30万円の増額であります。

2目公民館費、4の蔵敷公民館事業費は46万6,000円の増額であります、電話設備更新工事費の計上であります。

69ページをお開きください。

5項保健体育費は3億3,331万2,000円の減額であります。

1目保健体育総務費、1の職員人件費は24万円の増額であります。

3目学校給食費は3億3,355万2,000円の減額であります。

1の職員人件費は110万円の増額であります。

3の学校給食施設建設事業費は3億3,465万2,000円の減額であります、学校給食センター新築工事費の減額で、工事内容の年度区分の変更等に伴うものであります。

71ページをお開きください。

12款諸支出金、1項1目基金費、1の基金積立金（原資分）は4万9,000円の増額であります、長寿社会福祉基金に積み立てするものであります。

以上のようにいたしまして、歳出の補正予算額は4億3,484万4,000円の減額で、補正後の予算額は319億5,821万円となるものであります。

説明を終了させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○16番（佐竹康彦君） ではお伺いいたします。

予算書49ページ、50ページ、老人福祉費の介護サービス事業者支援等事業費、これが7,099万7,000円減額になっております。平成28年度と組み替えということでございますけれども、その組み替える理由、その詳細を教えてくださいたいのと、このことによりますこの事業そのものの進捗ですとか、事業そのものに対する影響をどのように捉えておられるのかお伺いいたします。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 補正予算書49ページ、50ページ、介護サービス等の事業者の事業費の関係でございますけれども、今回のこの補正でございますけれども、当初予算で今年度の出来高を78%という出来高で予算を計上いたしました。

一方、工事の入札を27年11月に行いましたが、その入札が不調ということになりました。28年1月に再入札

で決定いたしましたけれども、27年度の工事の出来高が5%程度になるということでございまして、その結果、補助の減額ということになったものでございます。

なお、工事についても着工がおりますので、4カ月程度おくれるということですが、28年度中の開設で今工事を進めるというところでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 何点か伺います。

45ページ、46ページのところで、個人番号カードのところ。国から個人番号カード交付事務費補助金が432万2,000円来て、一般財源その分減らしたということですが、前の議会でこの個人番号カードにかかわる事務費、ちゃんと国から来てないんじゃないかということを質問したら、大丈夫です、地方財政措置されてるから大丈夫ですという答弁だったんですが、やっぱりこれ大丈夫じゃないんじゃないかっていうふうにちょっとこれ見て思うんですが、ここら辺の経緯について教えてください。

それから、48ページ、繰出金のところで、保険基盤安定制度繰出金（保険者支援分）増額、7,034万8,000円ですが、これは当初、市は6,000万円程度というふうに説明してきましたが、これ7,000万円になって、来年度予算では1億2,000万円というふうにこの部分計上されてるんですが、当初の予測6,000万円と7,000万円、1億2,000万円というふうに大きく乖離してきてるんですが、そこら辺の経緯と今後の見通し、どのように見てるのか伺います。

それから、50ページの総合福祉センター施設整備事業で、3月補正で進捗状況に合わせて補正をかけたということですが、この時点で改めて施設整備事業の進捗状況、いつでき上がるのかということですね、改めて確認します。

それから、64ページのコミュニティバス運行事業費、コミュニティバス運行事業補助金増額、1,278万9,000円ということですが、これによって補助金総額は幾らになったのか、それから1,278万9,000円補助金を増額しなくてはならなくなった要因について伺います。

それから、これは70ページの学校給食センター新築工事費についても事業の進捗に合わせて減額したということですが、進捗状況について改めて確認します。

○市民課長（山田茂人君） 補正予算書45ページ、46ページの個人番号カード交付関係事務費について御質問いただきました。

まず46ページに掲載されております地方公共団体情報システム機構交付金、これに関しましては全額補助という形になってございます。

あと、個人番号カード交付事務費の事務費の関係の補助金につきましては、まず国全体の事務費の補助金の総額の上限は決まっております。それで、その上限に基づいて各自治体の上限額が割り振られます。ただし、国が定めた一定の算定式に当てはめて金額を算出するため、各自治体におきましては事務費に関しては上限額ほどは補助金が交付されない見込みとなっております。

以上でございます。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 補正予算書48ページ、国民健康保険事業特別会計繰出金におきます保険基盤安定制度繰出金（保険者支援分）増額に関する御質疑でございます。

先ほど御質疑の中にごございましたとおり、平成27年度から保険者支援制度が拡大されまして、従前ではこの拡大分、約5,900万円というふうに申し上げていたのは事実でございます。こちらにつきましては、平成26年

度の当初賦課時点での世帯の見込みで5,900万円というふうな試算をしておりましたが、その後、世帯状況の変動、それから平成27年度も税制改正に伴いまして軽減措置の拡大による対象世帯が増加しております。こうした要因によりまして、詳細に積算をし直しましたところ、今回、繰出金として7,034万8,000円ほどの増という形でさせていただいておりますので、5,900万円との乖離の差が生じている状況といえますのはそうした要因によるものというふうに捉えております。

以上でございます。

○福祉推進課長（尾又 齊夫君） 補正予算書49ページ、50ページの（仮称）総合福祉センター施設整備事業の内容でございます。

ただいまの進捗状況といたしましては、4階までコンクリート打ちが終わっております。それで、内部仕上げ、こちらとあと設備工事、こういうところをやっております、おおよそ1月末現在の状況で申し上げますと全体の約6割程度かなというところでございます。

それで、今後の予定といたしましては、竣工の予定が平成28年7月末を予定しております。その後、10月当初の開所の予定ということで現在考えているところでございます。

以上でございます。

○都市計画課長（神山 尚君） 補正予算書63ページ、64ページ、コミュニティバス運行事業補助金の関係でございます。

最初に、補助金の総額でありますけれど、当初予算で4,220万8,000円を見込んでおまして、今回の補正額1,278万9,000円を合わせますと補正後の額が5,499万7,000円ということになります。

こちらの要因でありますけれど、主な要因といたしましては、運行収入が見込みより少なくなったということとあります。その理由でありますけれど、最初の運行収入の見込みの仕方なんですけれど、循環ルートにつきましては平成15年の当初の循環ルートに近い形で見直しを行いました。その乗車予測は、当初ルートで一番乗客が多かった平成18年度の実績、これをベースに積算しております。18年度、1日約540人ぐらいの循環ルートの御利用がありました。これを運賃の改定等を行っておりますので、その辺を相殺しまして417人という形で推計しておりましたが、結果として、循環ルート、1日260人ちょっとぐらい、263人にとどまっております、循環ルートの人数の乖離が大体1日約150人ぐらいあるということで、これが主な要因ではないかというふうに思っております。

以上です。

○建築課長（中橋 健君） 補正予算書70ページの学校給食センター新築工事についての進捗状況でございますが、現在鉄骨工事が施工中でございます、順調に進んでおまして、今後屋根工事、外壁工事と進んでまいります予定でございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） ありがとうございます。

45ページの個人番号カード交付事務費補助金に関してですけども、上限ほど出ないということですが、やはりこれは補助金だけでは賅えないと、市の一般財源を一定程度投入しないと事業を賅えないという理解でいいのかなどうか、もう一度確認させてください。

それから、48ページの保険者支援分、保険基盤安定制度繰出金、5,900万円から7,000万円になったということですが、この傾向は今後も続いていくということなのか、さらに7,000万円から8,000万円、1億円という

ふうにこれ、広がるようにということなのか伺います。

以上です。

○市民部長（広沢光政君） 予算書46ページ、個人番号カード交付関係事務費の関係で再度御質疑をいただきました。

今回、今お話に出てくる交付関係の事務費の関係につきましては、確かにお話があるとおり、上限額が決まっております。先ほど担当課長のほうからもお話がありまして、ただ算出方法の中でどちらか安い金額をというふうな算出方法がございまして、それでいきますとほとんどの自治体において上限額、出てはいるんですが、そこまでは交付はされないというような状況でございます。

結論から申し上げますと、その分については、事務費に関しましては一般財源が投入されるという形になってくると思いますが、こちらの財政措置に対しましては市長会等を通して国などにも要望はしているところでございます。

以上でございます。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 補正予算書48ページにおきます国民健康保険事業特別会計繰出金の関係の今後の見通し等でございます。

こちらの保険基盤安定制度繰出金につきましては、被保険者の所得の状況、いわゆる7割、5割、2割の軽減措置の対象の人数等によりまして増減があるというところでございます。

したがって、今後税制改正によりましてこの対象世帯等がふえますと当然ふえる方向になっていく、また被保険者の所得の状況が低くなってくれば軽減対象世帯もふえ、この支援分がふえてくるというところは見えますと思いますが、結果としてそういう形になればふえていく、または所得の状況が改善されれば逆に減っていくということの傾向はあるのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 3点お伺いします。

42ページの電算管理費、情報システム管理・運営事業費の中の消耗品費のところはかなり額があるのですが、その詳細を教えてください。

それから、52ページの児童措置費なんですけど、保育単価等の改定によるということだったんですが、これは27年4月改定の補正なのか、いつからの改定額になるのか教えてください。それから、保育単価等という御説明だったと思いますが、単価改定以外に何かかかっている費用などありましたら教えてください。

それから、66ページの住宅等耐震助成事業費、これの特定緊急輸送道路沿道建築物などに対する助成金が減額になってますけれども、こちらのほうは該当する建物が、対象がなくて減額したのか、この減額の理由を教えてください。

○情報管理課長（菊地 浩君） 補正予算書41ページ、42ページにおける情報システム管理・運営事業費の中の消耗品費増額についてでありますけど、これにつきましては、社会保障・税番号制度の運用が始まりまして、去年12月に総務省が新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について、新たなセキュリティー強化を図るべきという方針が示されました。その中で、マイナンバー利用事務系では、端末からの情報持ち出し不可設定を図り個人情報流出を徹底して防止することという対策を講じるべきという方針が示されましたので、当市におきましてはセキュリティー対策機能付きのUSBメモリとライセンスを購入しまして、データの暗号化、パスワードロック、書き出し不可設定のセキュリティー機能がついた専用USBメモリを購入して情報の持ち

出し不可設定の強化を図るということで計上しました。

以上でございます。

○保育課長（宮鍋和志君） 補正予算書52ページ、民間保育園運営委託補助事業費の増額の関係でございます。

今回増額をお願いしている理由としては保育単価の増ということでございますが、細かくいうと4点ございます。

当初見込みの仮の基準単価というのがございましたけれども、それが質改善後の単価へ改善されたということになります。これは4月1日にさかのぼるものでございます。

それから、当初予算につきましては地域区分というものを10%ということで見込んでおりましたが、それが12%に正式に決定されましたので改定してございます。

それから、処遇改善加算ということで、保育士さん等の処遇を改善するということで加算率が当初見込みで示されていたものより三、四%改善されているということになっております。

それから、国基準の単価改善ということで、人事院勧告に伴いまして人件費分が1.9%、これも4月1日にさかのぼって上げられてございます。

以上4つの理由により保育単価が改定されてるということでございます。

以上でございます。

○都市計画課長（神山 尚君） 補正予算書65ページ、66ページ、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震助成の減額の関係でございます。

こちらの減額につきましては、まず対象が商工会の耐震改修工事がございまして、こちらにつきましては契約差金等の減額になっております。これ以外に沿道の木造の建築物がございまして、こちらにつきましては建築基準法上のちょっと課題がありまして、今回は改修には至らなかったため減額ということになっております。

以上です。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第21号議案 平成27年度東大和市一般会計補正予算（第6号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第39 第22号議案 平成27年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（関田正民君） 日程第39 第22号議案 平成27年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第22号議案 平成27年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

年度末に向けて予算の執行状況等を精査いたしましたところ、療養給付費などの保険給付費や保険財政共同安定化事業などの共同事業拠出金の増額が見込まれ、予算の補正が必要となりますことから御提案申し上げるものでございます。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,159万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111億6,690万6,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」であります。

1の歳入であります。第3款の国庫支出金は5,541万7,000円の増額で、療養給付費等負担金等の増額であります。

第4款の療養給付費等交付金は9,406万9,000円の減額で、退職被保険者の医療費等の減額に伴うものであります。

第6款の都支出金は2,388万8,000円の増額で、東京都補助金の増額等によるものであります。

第7款の共同事業交付金は7,703万1,000円の増額で、保険財政共同安定化事業交付金の増額であります。

第8款の繰入金は8,692万6,000円の増額で、保険基盤安定制度繰入金及びその他の繰入金等の増額であります。

第10款の諸収入は240万円の増額で、雑入における指定公費療養費分の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は122万円の増額で、給与改定等に伴い職員手当等の職員人件費の補正が必要となったことから、総務管理費を増額するものであります。

第2款の保険給付費は1億340万1,000円の増額で、一般被保険者等に係る療養諸費及び高額療養費の増額であります。

第6款の介護納付金は987万9,000円の減額で、平成27年度納付分の確定に伴うものであります。

第7款の共同事業拠出金は5,288万7,000円の増額で、保険財政共同安定化事業拠出金等の増額によるものであります。

第10款の諸支出金は396万4,000円の増額で、平成26年度の精算に伴う国庫への返還金であります。

以上であります。事項別明細書につきましては省略させていただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第22号議案 平成27年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第40 第23号議案 平成27年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（関田正民君） 日程第40 第23号議案 平成27年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第23号議案 平成27年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

年度末に向けて予算の執行状況等を精査いたしましたところ、流域下水道維持管理負担金等の増額や公共下水道管渠布設工事費等の減額と、このことに伴う公共下水道建設事業債の減額等が見込まれ、予算の補正が必要となりますことから御提案申し上げるものであります。

1ページをお開きいただきたいと思います。と存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ75万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億9,015万1,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出補予算補正」によるものであります。

第2条は、地方債の補正で、地方債の変更は「第2表 地方債補正」によるものであります。

次に、2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」であります。

1の歳入であります。第4款の都支出金は3,857万7,000円の減額で、対象事業費の減額に伴う都負担金の減額であります。

第6款の繰入金は5,672万3,000円の増額で、今回の補正予算の財源調整として一般会計繰入金を増額するものであります。

第9款の市債は1,890万円の減額で、起債対象事業費の確定等に伴う公共下水道建設事業債及び荒川右岸東京流域下水道事業債の減額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。第1款の総務費は5,475万4,000円の増額で、消費税及び地方消費税納付額の確定等による総務管理費の増額と、清瀬水再生センターへの不明水量の増加等に伴う維持管理費の増額であります。

第2款の事業費は5,550万8,000円の減額で、給与改定等に伴う建設総務費の増額と、公共水道管渠布設工事費及び公共汚水ます設置工事費等の建設事業費の減額であります。

次に、4ページの「第2表 地方債補正」であります。

1の変更であります。起債対象事業費の確定等に伴い、公共下水道建設事業の限度額を5,450万円から3,690万円に減額し、荒川右岸東京流域下水道事業の限度額を4,210万円から4,080万円に減額するもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じであります。

以上であります。事項別明細書につきましては省略させていただきたいと存じます。よろしく願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第23号議案 平成27年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第41 第24号議案 平成27年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（関田正民君） 日程第41 第24号議案 平成27年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第24号議案 平成27年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

年度末に向けて予算の執行状況等を精査いたしましたところ、換地計画等委託料や歩道整備工事費等の工事請負費の減額が見込まれ、予算の補正が必要となりますことから御提案申し上げるものであります。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,094万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,430万7,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」であります。

1の歳入であります。第3款の財産収入は1万3,000円の増額で、立野一丁目土地区画整理事業基金の運用利子の増加による財産運用収入の増額であります。

第4款の繰入金は8,095万3,000円の減額で、一般会計繰入金の減額と充当事業費の減額に伴う基金繰入金の減額であります。

次に、3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。第1款の総務費は72万5,000円の減額で、臨時職員賃金の減額等に伴い総務管理費を減額するものであります。

第2款の事業費は9,183万6,000円の減額で、平成27年度の事業費の確定等に伴い立野地区事業費を減額するものであります。

第4款の諸支出金は1,162万1,000円の増額で、基金原資分及び利息分の積み立てによる基金費の増額であります。

以上であります。事項別明細書につきましては省略させていただきたいと存じます。よろしく御申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第24号議案 平成27年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第42 第25号議案 平成27年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（関田正民君） 日程第42 第25号議案 平成27年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第25号議案 平成27年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

給与改定等に伴う職員人件費の増額など、予算の補正が必要となりますことから御提案申し上げるものであります。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ103万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億1,441万円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」であります。

1の歳入であります、第9款の繰入金は103万6,000円の増額で、一般会計からの職員給与費等繰入金を増額と介護給付費等準備基金取り崩しによる基金繰入金の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります、第1款の総務費は98万5,000円の増額で、給与改定等に伴い職員手当等の職員人件費の補正が必要となったことから総務管理費を増額するものであります。

第6款の諸支出金は5万1,000円の増額で、第1号被保険者保険料還付金の増額によるものであります。

以上であります、事項別明細書につきましては省略させていただきたいと存じます。よろしくお申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第25号議案 平成27年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第43 第26号議案 平成27年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（関田正民君） 日程第43 第26号議案 平成27年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第26号議案 平成27年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成27年度の東京都後期高齢者医療広域連合の負担金の確定に伴う広域連合納付金の増額など、予算の補正が必要となることから御提案申し上げるものであります。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,170万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億9,422万5,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」であります。

1の歳入であります。第1款の後期高齢者医療保険料は2,375万3,000円の増額で、特別徴収保険料及び普通徴収保険料の増額によるものであります。

第2款の繰入金は1,204万5,000円の減額で、広域連合納付金等に係る保険基盤安定繰入金及びその他の繰入金増額や、療養給付費繰入金及び保険料軽減措置繰入金減額によるものであります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は19万円の増額で、給与改定等に伴い職員手当等の職員人件費の補正が必要となったことから、総務管理費を増額するものであります。

第2款の広域連合納付金は1,151万8,000円の増額で、保険料等負担金、保険基盤安定負担金の増額及び療養給付費負担金、保険料軽減措置負担金の減額を内容とする東京都後期高齢者医療広域連合への納付金の増額であります。

以上であります。事項別明細書につきましては省略させていただきたいと存じます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○2番（尾崎利一君） 5ページの保険料の増額の理由について伺います。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 補正予算書5ページ、後期高齢者医療保険料増額の要因という御質疑でございます。

増額の要因といたしましては、後期高齢者医療保険料の収納実績によりまして増額を見込んでおりますけれども、主な要因は被保険者数の増というふうにて捉えております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ござい

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第26号議案 平成27年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第44 委第1号議案 東大和市議会委員会条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第44 委第1号議案 東大和市議会委員会条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、議会運営委員会において全会一致により提出することと決定されたものであります。よって、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

委第1号議案 東大和市議会委員会条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第45 陳情の付託

○議長（関田正民君） 日程第45 陳情の付託を行います。

2月18日正午までに受理した陳情をお手元に御配付してあります文書表のとおり、総務委員会、厚生文教委員会及び建設環境委員会に審査を付託いたします。

○議長（関田正民君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで会議の休会についてお諮りいたします。

あす2月25日は会議を休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 3時42分 散会